

と上奏す、即ち無條件、如何なる事も聖上の命に従ひ奉る可きを奉答したるは全く臣子の道を過らざる忠誠と稱す可し。是を島津久光公が曾て帝が賜ふ處の宸翰中、別に朕一身に深く苦心する處ありと漏らし給へたるに對して、御趣意承知の上、何分奉答仕る可し。事柄により可否の余地を存したる奉答に比せば、容保公は何等の條件なく、御聖慮に對して、全く身命を捧げ居るは明に觀取し得べし。啻に容保公のみならず、臣下にして、斯く御信任、熱愛を垂れ賜ふに際して、誰か又功名富貴を説かん、是れ我民族が、三千年來の精神也。

間もなく、容保公は軍事總裁に轉じたるを以て、帝はこの大事を、容保公守護職再任の場合に保留し給へたるも、その後事實として現はれざりしが故に、遂に帝の御意中を知るものなし。會藩の有志、後日此の大事とは宮中大改革を指せしにあらずやと推察するは、或はその正鵠を得たるものか、説をなすものは、幕府追討にはあらずや。然れども是れ、帝の御聖慮の前後を

総合して、無稽たるや論なきのみ。假令萬一然りとするも、如何の方向も知らず、萬事、帝命に粉骨す可しと誓ひたる、容保公には、事の如何は論ず可き場合に非らざる也。帝勅の前徳川無く、薩長なく、一身無きは、土津公以来の祖訓たる也。容保公此の決心あらずんば、事の如何を究めずして、勅命遵奉を無條件奉答するを得ず。忠誠公の胸裡素より覺悟の確回たるもの無きを得ざる也。

長州征討の事ありて容保公は軍事總裁に轉じたるは前記の如し、此の任命に就いて、帝は野宮定功卿を以て勅書を給ひ。殘懷の至りと繰り回し仰せあり、「事濟の上は更に守護職に任儀相成間敷哉、此段内々申聞候」と宣ひ「相談候事吳々も復職之段深入魂致置候」とありて、轉任を惜しませらるゝ御聖慮切なるものあり、容保公、恩愛の重誼感涙を禁せず、「一度守護の職を辱うし候上は竊に期し候様、聖慮を安じて四海治平に不至は不生還之鄙存に御座候間長く輩下に罷存候儀素臣所懸願御座候」と奏し、下命を待て忠勤を盡さん意を奉答せるは、君臣の情掬す可きに非すや。

元治元年九月容保公病重きに至り、聖上二日煎藥を賜ふ。六日畏れ多くも内侍所に出御あり、公の平癒を祈願せられ、其の洗米を下賜せらる、勿論當事の事情によりて、公然行はれたるに非す。極内密にす可しとは前來の如し思ふに臣下に對して、斯くの如き恩遇は稀有の事たり。其の他種々なる御下賜品等に對しては爰に一々記するの煩に堪えず。以て如何に容保公が天寵を一身に荷ひ得たるかを推知するに難からず、眞に、帝の宸翰の如く、赤子として御愛顧、御親任を賜はりたる事、髣髴として見るが如し。噫、吾人茲に至て會津が、孤城天下の兵を受けて、上下盡滅の所以を解し得たり。強者の作れる教科書、我に虛偽を教ふるや久し。

〔五〕容保公の忠勤

藩祖正之公遺訓第一條に曰く『大君之義一心大切可存忠勤不可以列國之例自處焉、若懷二心則我非子孫面々決而不可從』、この大君とは徳川將軍を指す

や、或は又京都に在す、天皇を謂ふか、吾人は是を論證するの遠無く亦無用なるを知る。此の家訓たるや、垂加派神道の開祖にして純日本主義の思想を抱き眼中亦將相の惶る可きを知らざる山崎闇齋を友とし、剛直無比當時野中兼山と東西併稱せられたる友松氏與の兩氏が參加し制定したるものにして、其大義の精神は伯夷叔齋に採りたるは、氏與の解釋によりて知るを得べく且又正之公の傳を読み學問の主義を探究し來れば、繰回し之れを論せるに因りても知るを得べき露疑を容るさるところとす。己に大義の精魂伯夷叔齋にある以上、且又容保公が藩祖の精神によりてと屢陳ぶるところを見れば、時局に際して公の進む可き道は一途也。眼中帝命の外毫も存せざる也。容保公は文久二年七月三十日馬揃天覽の場合「參内傘」と稱する馬表を押し建てたり。此の馬表は正之公が曾て上京參内したる場合に使用したる傘に其の形を模造したものにして、正之公は是を以て勤王の須臾も忘る可からざるを表し、長く子孫を訓誡せんとして遂に孫々相傳ひて容保公に及びしもの也。吾人の前論は此の傘の馬表を以て立證し得べく容保公の精神は即ち是の傘と共に

に傳來的のものと稱するを得べし。斯くして容保公旗下の士は隊伍整々威儀堂々、從來京都に於て見るを得ざる武力を示したるを以て、帝の御感銘ならず、恩賞として大和錦二卷、白銀二百枚を賜はる。超えて八月五日再び馬揃を催し天覽に供するや、容保公曩きに賜ふ處の大和錦を戰袍に製し自ら陣頭に立ちて諸兵を指揮す、恰も好し、旌旗風に翻り、劍戟林立する處旭日之に映じ、燐然として人目を眩するが如く、殊に恩賜の戰袍は自ら威嚴を加へ、陽光と天恩と一身に並び荷ふの光榮あり、元より陪觀等羨望の中心となりしは勿論、自らこの面目を施し、帝業の爲めに死生の論す可からざるを期したるは實に臣子の分にあらざるや、況んや容保公、その精神に於て藩祖の遺意を實現せんとしたるに於ておや。

幕府が勅使を遇するの道は元より誤れり、容保公等の盡力によりて、君臣の名文を明にせり、實にや、公が文久三年正月初めて參内するや、天盃を賜はり、且つこの改革の功に對しては特に緋の御衣を下し賜ひ、優詔を下して戰袍若しくは直垂とす可しと。我武身にして、斯くの如き光榮を荷ひしもの

は元より稀有にして、徳川時代に入りては公を以て初めとすと、吾人は斯くの如き恩遇に接して尙一身を献げ能はざるものは我國民に非ずと評するも敢て不可なからんと信す。吾人は徳川幕府の功罪を論する場合の最も重大事にして、且つその罪とす可きものゝ體一は、皇室の御料を甚だ輕少にしたる點なりとす。辯するものはたゞ、戰國時代以來皇室の式微あり、織田氏大に是の慶典を起し、豊臣氏に到り尙備はり、更に徳川氏に及んで一層整頓せり、爾來幾百年、その末年に至るまで相改めざるが故に後世の批評家の筆罰を受けたり、然れども武將として皇室を重じたるは徳川氏を最とすと。或は然らん、然れども徳川氏は最初四百萬と稱し、後年八百萬石と稱して時勢と共に政治も又多技に至りて收入倍加したるに、皇室のみ、その儘となし置きたるは、吾人は未だ以て其の意を得ず。此の時に當て公武の間を斡旋して之を改め、大に皇室の御料を増加し、大に山陵を修補したるは全く容保公勤王の一端なり。幕閣の愚鈍なる、公が京都に至り公卿窮乏の状態を初めて知り、實に恐怖の感を起し、その増進の必要を建議するや、京師の事情に暗き彼等は

以て意外とせり。幕府の滅亡は此の愚鈍にして軟弱なる有司の罪なり、吾人は幕末史を讀んで痛切に是の感を深うす。彼等の間實に一人の人物なしと稱するの決して過酷ならざるを信す。文久三年六月幕府情を具して『當今の場合攘夷の儀輕舉妄動にては必勝の成算無之のみならず、却て夷狄の術中に陥り皇國の御耻辱と相成り候ては何共奉恐入候間云々』と奏上したるに對して、容保公は是を朝廷に進達せず『攘夷の儀は叡慮始終不被爲易深く思召被爲込既に昨年勅書御受被遊其上上様親敷叡慮をも御伺御決心被遊候は勿論云々』との書を幕閣に對して、帝の御意のある處を確く執て動かす、國內の形勢到底戦端を許さる事は、容保公は勿論、孝明天皇も深く御察識あり、常に平和の解決を急がせられ過激堂上が弄する狂暴の空論には逆鱗せられたるは一再に止まらず、容保公の意元より、帝の叡旨を受けて平和の論策たるや明にして、過激堂上の騒發を防がんとしたる也。然るに幕吏徒に愚鈍、一片の上書を以て事を決せんとするに對して、容保公はその具体的な案件を要求したるなり。實に幕府有司の無能は、堂上疎暴の騒狂と相對して、當時闇愚の

二方面と稱するを得べし、茲に於て吾人は容保公の胸中を解剖し、第一天皇第二平和、第三將軍なりし事を斷言するに憚らす。

幕閣の暗愚柔弱は恰も婦女子の如く、毫も事理に通せず、堂上の過激は恰も邪見の姑を見るが如し、容保公の守護職にある恰も、前狼後虎の概あり、只此の間に於て一道の光明とするは、帝の御親任殆ど無限なるにあり。實に容保公が天下の敵を一身に集めたるは若松城に非す、京都に於て已に業に然り、鶴城の事只形に現はれたるに過ぎず、公の孤立無援、蓋藩の奮鬪は終始一貫たりしなり。文久三年、二百年來の慶典を興し、將軍參内を見たるは容保公の盡力實に多大なるものあり。是時江戸にありて人心徇々、浮説紛々、或は品海の邊を焼く可し、或は大名旗下婦女子を擧げてその邑に歸す可しと唱ひ、有司の鎮定殆ど無効にして、民心堵に安せず、幕吏是を聞いて又附和雷同、一人として天下の重を以て任するものなく、大勢の如何を識らず、歸心矢の如く旦暮將軍を促して止まざるは、大平子、甚六息子に似たり。將軍又同じく大平子、是等俗輩の説に從て東歸せんとして奏す、容保公是を聞い

て愕然色を作し、陛下に奏して、將軍帶留の諭勅を乞ひ以て東歸を止む、幕吏中已に發足の準備をなしたるものあり、爲めに容保公の處置を怨めりとは寧ろ憫察す可きものか。見よ、容保公は平和の爲め將軍の行動を抑ふの決心あり、識見堂々、大義親を滅する覺悟歴然たるに非ずや。

爾來、關東と京都との間に立ちて、周旋する事、實に尋常に非す、幕府遂に容保公が、帝の命に順^{したが}ふのみ専らにして、幕府を抑制するに是れ急なりとなして公を信せず、京師の情勢を報じて機宜の處置を執らんとするも、閣老は公を疑ひ耳を傾けず、遂巡躊躇の間事常に逸し、曠日彌久途に收拾す可からざるに及んで漸く發するも事已に遅し、幕府が容保公に對する疑惑は元治二年將軍再度上洛に至るまで氷解せざりしが如し。幕府のみ知て他を知らざる固陋愚鈍なる閣老輩が容保公を以て勅命にのみ聽順したりとなすは夫れ或は然り、彼等の見地より、彼等の解釋は或は至當ならん、然れども容保公の胸中には藩祖公以來の大義名文のあるを如何せん。此場合は吾人過激堂上に黨して、頑鈍度す可からざる彼等に對して桀狗堯に吠ゆるものとなさん、彼

等不忠の二字、陛下に對しては元より、將軍に對しても亦將に免るゝ能はざらんとす。蛤門の戰後容保公書を關東に送り、將軍上洛、闕下に伏し、國患を掃蕩して、帝の叡慮を安す可しとの意見より屢々之を促すも、幕府言を左右に托して容易に發せず、その最初閣老に當てたる書翰中に『長藩之逆意は今日に相始候事にも無之候得ども直様禁闕に發砲致し候半とは實に意外之舉動に而恐多くも主上は常御殿に被爲成神器も昇出し候計に致し玉座殆と御遷紙難盡候右は十九日に御座候所廿日夜怪敷者宮中に入込候とか申又々動搖致し此時主上には紫宸殿に出御被遊三器も昇出す計り外よりは御警衛之者共入込混雜申迄も無之云々』と書し、具に京師輦轂の下に大事勃發を報じ、陛下御守護の最大急務なるを述べ、此の場合將軍自ら帝を護り、宸襟を安じ奉るは、その職分なるを切論したるも、大平の子にして、殆と勤王の何事かも知らざる彼等は敢て容保公の言に聽かず、將軍をして遽に上洛せしめざるは何等の失態ぞ、是の時長州を逆賊と謂はゞ、幕府の閣老も又これ等に次するも

のなり。容保公文書百遍意盡きず、遂に家臣を遣すも依然たり、而して將軍再度の勅を拜して尙進發の日を遲延す、この間容保公が閑老に致すの書は實に赤心を吐露し、勤王の大事を説き、將軍の職分を論じ、遂に言激して、將軍の勇を鼓舞するに、家康公の苦心と勇武を引き來りて切諫する處言々肺腑を突く、實に是れ幕末史を飾る我國の出帥の表と稱せんか。

愚人説く可からず、小人教ふ可からず、幕閣尙言を左右にして、將軍を上京せしめず。帝命を輕するは實に恕す可からず容保公はこの状を見て遂に忍ぶ事能はず、自ら關東に下りて、將軍を拉し來らんとして勅許を得たり。嗚呼、聖恩廣大、天日に比す可し、畏多くも帝は、容保が使命を全うせん事と且つ病中旅行の安寧を内侍所及吉田社に御祈りありて其の御符を賜はるたりと。實に容保公君寵を一身に荷ひ謝するに辭なし、帝が容保を愛させ給ふ亦甚しい哉、眞に赤子を見るが如し、容保一身を帝に捧げんとするは此處に到て理論に絶す、容保公の病勢怠らざると尙他の理由ありて、關東に之くは中止となりたるが、將軍は遂に翌元治二年五月上洛せり、是の間實に十ヶ月、

戰捷の勢を以て天下を平定せんとする機は已に逸して幕府は徒に世の輕侮を買ひしに過ぎず、容保公の苦心は幕吏の無能と勤王心なきにより水泡に終り座して天下の形勢推移を知らず。嗚呼、別離の間に濺かざる丈夫の涙も、茲には禁じ得ざる可きか此處に於てか幕府に反対せるものが、以て不忠不義となすは理の當然にして何人も辯護の辭なし、只孝明天皇の仁慈尙捨て給ははす後世史家、『帝の御愛顧によりて幕府の衰亡はその時期を延べたり、末年に於ける幕府の命脈は全く、帝の預り物なり』と評せるは正鵠を得たる論なりとす。斯くの如くして漸く出で來れる將軍は滞在五ヶ月、未だその目的を達せずして東歸せんとす、幕吏事毎に機宜を失する皆斯くの如し、若し是の時東歸せんか、上は帝の御宸襟を安じ奉る能はず、下は國民にその威信を失墜し得る處のものは只輕侮と騒擾とのみなりしならん。噫、幕府は夫れ檻樓の如し。如何なる裁逢師と雖も遂に綴調す可きに非る也。是の時將軍隨身の軟弱は實に嗤笑に堪えざる陋態と云ふ可く、堂々たる天下の將軍が東歸せんとするや、恰も匹夫野人の夜逃げも同様にして、容保公すら、その何時何處を通

過するやを知らず、或は海路と云ひ、又は陸道と云ひ、一は已に陸路を経る事一日と傳ひ、一は海路を取りて二日を経たりと。容保公百方人を派して將軍の所在を捜ね、輦轂の守護一刻も離る可からざるを以て、自ら馬に鞭ちて馳騒昼夜を兼ね、漸く伏見に迎ひて苦諫大に努め、説くに、勤王の大義と祖宗の事實を以てし、遂に將軍をして釋然たらしめ二條城帶留と決す。朝廷將軍の上書に因て十五藩の重臣三十九人を召し、開港の可否を諮詢し給ふ、一二を除く外皆開港の止む可からざるを切論したるに對して十月五日を以て開港勅許を賜ひたるは將に是の時なり。幕府の起伏存亡は吾人の關する處に非ず。只無謀の攘夷黨勝を制し、外艦攻撃をなさんか、國家の運命は實に測り知る可からず、爲政の局にある將軍が、その職を辭して

略。無謀の干才を動し候得ば必勝の利無覺束一時は勝算有之候共我一孤島の地を以て西洋萬國を敵に引受候得ば幕府の存亡は姑く差置終には實祚之御安危にも拘り萬民塗炭之苦を受け可申寔以て不容易儀にて、陛下

計ひ可申奉存候以上。

萬民を覆育被遊候御仁德にも相戻り終に治國安民の任を荷ひ候職務に於て如何様御沙汰御座候共施行仕儀何分とも難忍奉存候右の處篤と思召被爲分早々勅許被成下候様仕度左候得ば如何にも盡力仕外國船退航仕候取計ひ可申奉存候以上。

と奏したる政見には同意せざる可からず、元より是れ容保公の盡力にして將軍に對して辭職の決意をなさしめ、是を闕下に奏し、私心なく嘆願の方法に就かしめたるは、責任を明にしたる公明の態度と稱す可く、幕吏頑鈍の輩が碌々たるに比して識見實に一世を抜き自ら截然たるものありと稱す可きか。吾人は容保公が斯の奔走を以て、帝命に切なりしか、佐幕の意よりして發したるかは茲に論ずるの必要を認めず。只公の識見と努力が國難を除去したりと斷言するも、何人か是を拒むの理由を有す可き。不可思議なる時の變化は後來公をして奸賊の名を負はしめたるも、事實を基とする、公平なる史家は夫れ是を何とか謂はん。

容保公の舉措總て斯くの如し、實にや、孝明天皇の愛鍾殆ど無限なりし事を。曩に公病むや、宸憂一方ならず、特に内侍所に回復を勅諭あらせられ、畏くも日々同處の軒廊に渡御あり鈴聲を聞こし召し公の病の輕重をトさせ給ひ、初め鈴音慘として、陛下の御期待に反し、頗る宸襟を惱せられたるが、後鈴音漸く平調、次第に輕聲吉音と變りを以て、帝意安へ、慶應元年四月八日參内御禮を言上したるに際しては杉折三重文庫一を賜ひたりと。實に容保公こそ近代稀なる至幸者と謂ふ可し。若し夫れ帝の御意に添はんか、紛々たる毀譽は勿論、死を鴻毛に比するも悔ある可きにあらざらん。

元來長門の志士が、如何なる、理由あるにもせよ、宮城に向て發砲し、襟裡をして干戈流血の巷と化せしめたるは大なる失態なり、斯くの如き行動を具して奸賊と謂はずんば、天下又奸賊の名を冠するの處なし。帝に弓を引くものは逆賊たり、その理由の如きは問ふの必要なし。孝明天皇が、是等の徒黨を悪ませ給ふは、各處に現はれたる詔勅によりて明なり、長州膺懲は即ち帝が熱心仰せ出されたる叡慮たるや、炳乎として疊なし。幕府の優柔不斷は

この點に於ても、帝に御滿足を與ふる事能はず、執政有司の愚鈍なるは勿論加ふるに親藩の内訌あり、不統一あり、收拾す可からざる陋態、全く腐木の如し。帝の御意思を最もよく知れる、容保公は征討軍の連敗するを見て慨然起て、死生一擧以て年來の天恩に報せんとせしも事情遂に許さず。慶應三年幕府大喪を以て兵を解かんと欲して容保公に奏さしめんとせり、容保公が是の時の態度こそ實に、大義親を滅すの大精神を發揮したるもの也。公慨然として曰く『征長の事たるや實に先帝の宸斷に出す、陛下の玉音尚耳底にあり賊徒濫りに襟闕に發砲して憚らず、兎行尙眼前に歷然たり、當時病を勉めて露營し、爾來櫛風沐雨も啻ならず、皆幕府の欠くる處を補ひ、帝の宸襟を安じ奉らんとするに外ならず、曩に幕府は余の出征を躊躇決せずして休戦し、今又長州悔恨の情を見す擅に兵を解かんとす、先帝の聖詔、忘れんと欲して忘るゝ能はず、使命の如き敢て辭す、余の任に非す』と。堂々論じて閑老をして顏色なからしむ。雖然その言を用ひず。噫、休んぬる哉。時事皆非なり。衆心結束一糸紊れず、君命の如く敢て違はず勇武を天下に轟かしたる藩臣も

茲に到て何れも議論沸然として起り、甲論乙駁悲歌慷慨、論難漸く過激に走らんとし、藩論殆ど歸邑に傾き、會藩の危機は爰に萌芽したり。容保公の聰明なる、帝の恩遇双方可きものなき、而して又時勢の推移を察して、政權返上は早くその心中に去來し居たるは推斷するに難からず。只公の最も恐るゝ處にして、又最も反対すのは、徳川に代ふるに他の雄藩をして幕府を再建せしむる事なり、若し是の事なくして、眞に陛下御親裁に出でんが、公は政權返上に最も盡力を惜まざる一人なりしならん。國家の重大事件たる開港の事を請願するや、將軍の職を辭し、責任を負ふて一意邦家の爲めを念ふて他意なきを表したる、而して最後に慶喜公が政權返上の決意を示して容保公に同意を求むるや、その英斷を賞揚して、大事茲に決す。公又家臣に告げて曰く政權武門に歸してより皇室の式微は志士の常に嘆慨する處なり、今將軍之を大義に照して斷然決す、自今この意を体して汝輩益誠忠事に當り、萬一の報公を過る勿れど。公の心中茲に到て益々明確なるものあり。故に傳ふ、孝明天皇陛下は曾て爾を見る事正成の如く云々と仰せられたる勅書を容保公に

賜ひたる事あり。さもありなん、然れども、吾人は事情有り之れを詳説し能はざるを怨む事深大なり、嗚呼、嘆又嘆。吁公抑も何の賊名を負ひしそ。

[六] 僞勅濫出

堂上の過激疎暴、常に聖旨を壅塞して下達を妨げたるは一々列記するの煩に堪えず、吾人は前項に於て、陛下攘夷祈願の行幸が、帝の宸慮にあらざる事を論せり、况んや當時勅命なりと稱するものゝ眞偽は容易に知り難し、文久三年三月五日慶喜公將軍代理として參内拜謁を賜ふ、道路傳ふ處の將軍參内の日闇外の職を罷め、然る後謁を賜ふとの眞偽に就いて鷹司公に伺ふ、聖上早くも是を聞し召し、將軍職舊の如く萬事を委す、汝等浮説に迷はず攘夷の儀一層精勵す可しと。玉音明徹一の疑點を止めず、慶喜公面目を施し、御前退出後鷹司公に就いて、聖詔を書し賜はらんを以てせしに、攘夷の一語のみにして他に及ばず、慶喜公怪しみ聖詔省略を争ふ、鷹司公事を聾に托して

其の疎忽を謝し、兩び聖旨のある處を具し賜ふ。當時に於ける公卿事を處理する萬事斯くの如き筆法にして、裡面に於ける磐根錯節想像も及ばず、殆ど百鬼晝行、雨となり風となり、不測の變化朝夕を知らざるは猫眼も啻らず。文久三年六月將軍東歸問題の起るや、主上近衛公に賜はりたる宸翰中に、

予極意は公武眞實一和此處にては滯在又は浪華城成共何分歸府は不好候、何分當時權は下にあり、予申出し候儀不立苦心不斜候。

とあり。權威下にあり、朕の意相立たずとは、畏れ多くも、聖天子の玉音なるか、是れ輦轂の下浮浪の徒輩跋扈するを以て、島津久光公に官位を授け、守護職と戮力之を制御せしめんとの聖慮なるも、長州庇護の公卿百方是を拒み、僅に、帝の旨を奉せんとするは、近衛二條、徳大寺の諸公ありしのみ、陛下逆鱗甚しく、朕不德の故を以て汝等常に朕の詔を矯むと仰せありしとは實に何たる事ぞや。斯くの如くんば、一天萬乘の君は全く幽閉に等しきなり

而して矯勅の最たるものには三條實美卿なり、暴状實に言語同斷ならずや、是人後維新大業の元勳として一世の崇敬する處となる。吾人は迷ふ、勤王とは宸意を矯めて、上意下達を遮り、帝の赫怒に會ふも尙その狂暴を止めざるを謂ふか、或は是を以て忠諫の誠意を披瀝したるものと謂か、？。

帝は尙萬事を將軍に委し給ふに關はらず、時ならざるに意外の詔勅下りて前後一貫せず、容保公の如き時々其の去就に迷ひたるは皆堂上の術策に出づ吾人が公東下の勅に對して前論したるが如く、公を退けんは彼等の最も苦心したる處なるが如し。帝は會津公に宸翰を賜ふと同時に、近衛公にも左の如き勅を賜へ、その真意を明にし給ひり。

今會藩ヲ東下セシムル者ハ、過ル日申セシム如ク、勇威ノ藩ナルニ因テ、是ニ居レバ奸人ノ計行ハレ難キガ故ニ之ヲ他ニ移シ事ニ托シテ。守護職ヲ免ゼントスルナリ、關白モ亦之ヲ疑ヘリ、是則朕ガ尤モ會津ヲ頼ミトシ遣スヲ欲セザル所ニシテ、事アルニ臨ミテ其ノ力ヲ得

ント欲スルナリ、今僞勅甚ダ行ハルガ故ニ此後何等暴勅ノ下ルモ。測リ難シ、眞僞ノ間會津能ク察識スルヲ要ス。

帝は、矯勅の者を、奸人と宣せ給ふ。彼等何の精神を以てするも、濫りに聖勅を僞造する時は奸人の奸惡にあらずして何ぞ、「今僞勅甚だ行はるゝが故に此後何等暴勅の下るも測り難し、眞僞の間會津能く察識するを要す」との勅旨に至ては、吾人は謂ふ可き言葉なく、表す可き文字なきを如何、宮中の紊亂その極に達せりとは云へ、苟しくも、天皇陛下にして是の御宸翰は何底ぞ濫りに語を攘夷に借り、私心を挿み、勅書を僞造し、反對者を誅罰せんと計る、帝の逆鱗、御嘆慨はさこそ、天皇御謀反と稱せし、承久の事にも比す可く、徳川如何に專權を振ふも是れに過ぎず、尙以て誠忠となさば高時も亦夫れ誠忠の士か。吾人當時を想ひ、一度、孝明天皇英邁の御意、奸臣圍繞の爲め暢ぶるを得ず、空しく憂悶に過させ給ひしを知り、憤涙自ら滂沱たるを禁するを得ず。

當時朝廷備前、因幡、阿波、土佐、米澤、福山等の諸藩を召し、近く攘夷親征の令を發せられんとす、卿等其の方策を献す可しと。一候あり、公卿兵裝に慣れず、軍旅の事如何の、反間に會ふて狼狽答ふる處を知らず、先づ武力盛なる會兵の操練を見て以て兵を動かすの如何を學ぶ可しとの進言を採用し、吾人が前論したる如き馬捕天覽となる、若かも前論の如く空砲を聞いて小兒が肩を怒らすと同じく、その價たるや單に一微笑に相當す。果せる哉徹頭徹尾平和論たる帝の叡慮は、御親征に非ざるを明にせり。

此頃議奏並に國事掛の輩長州主張の暴論に從ひ叡慮にあらせられざる事を御沙汰の由に申候事不少就中御親征行幸の事に至りては即今未だ機会來らずと思召され候を矯めて叡慮の趣に施行候段逆鱗不少攘夷の叡慮は動き給はざるも行幸は暫く御延引被遊候一体右様過激疎暴の所業あるは全く議奏並に國事掛の輩長州の容易ならざる企に同意し聖上へ迫り奉り

候は不忠の至りに付三條中納權始め追て取調相成る可く先禁足他人面會
被止候事。

是れ當時中川宮によりて宣せられたる詔勅なり。一再ならざる矯勅に對して愚昧の朕とまで、仰せ出され、權臣に海の如き御寛大を垂れさせ給ひしも、余りに上を無する行動には、帝、遂に逆鱗、英斷雷霆の如く、妖雲一掃の快舉を敢てし給ふ、敏速の斷、電霹靂に似たり。有名なる七卿落は事端を茲に發す、七卿長州に走るや、帝の左右又矯勅の公卿なし、或は未だ是れあらんも、七卿なきに於ては敢て無力にして發せず、茲に於てか疎暴の堂上一時閉塞し、帝權初めて全し、即ち文久の詔勅として世間に知られたるは、三年八月廿六日、當時在京の諸侯を召して親しく賜はりたるものなり。詔に曰く。

是迄勅命に眞偽不分明之儀有之候共去十八日以來申出候儀は眞實之朕存意に候間此邊諸藩一同心得違あるべからず。

令を出す汗を出すが如く、汗出て反らざる者也、出て之を反す、是汗を反す也。實に其の出づるや絆の如しとや。然るに帝の勅は混亂紛糾、眞偽辨別す可からず、特に諸侯を召して斯くの如き、悲しむ可き再訂甄別の詔書を發せざるを得ざる帝の宸慮を想へ廻らせば、誰か又恐懼の念を起さる。時に亂世ありて無道の逆臣現はれ、帝を幽閉遠島の大罪を敢て犯したる者あるも、吾人寡聞にして偽勅斯くの如く繁く、遂に帝改めて綸言を賜はり信す可からざるを改訂せられたる天皇あるを聞かず。英明多く其の比を見ざる孝明天皇にありては特に御鴻嘆の深かりしを推察し奉らざるを得ず。陛下の偽勅を發するが如きは、恰も水源に毒を散するに等し。その無道背戾斷じて恕す可からず、公卿帝室と姻戚の關係にあり、是を以て濫りに帝に向て擅私を強えんか其の罪更に大なり。三條公等京師脱走の際狼狽の極一の文函を遣せり。他見を禁ずと書したる陰謀の計畫書にして初に勅書を掲げ、陛下深憂の語を以て幕府を威嚇するの名目とす可しと註せり。勅書の出處概ね斯くの如し。然るに長州に於ては會津公、中川宮と計つて勅を矯むるものと論せり、容

保公或は時事政策に就いて朝廷に建言せしならん、是をなすは守護職當然の任なり、豈敢て矯勅の狂暴をなさんや、是をなすの奸策あらば、幕吏より不信を受くるの謂れなく、攘夷の事亦、將軍に辭表を提出せしめて嘆願するの謂れなし。長州の浮説如何に巧妙なるも、當時各藩に下されたる所謂文久の詔書までも抹殺する事能はざる可し。公卿尙頑迷惑應二年八月、攘夷及勅勘の公卿御救解、並びに諸侯召集は幕府をして與らしめず、との三事を奏せんとしたるが、陛下の御意中を知れる近衛公は濫に傳奏せず、蓋し幾多の優詔によりて已に業に帝の宸慮は明々白々たる筈なればなり。然るに大原卿等争ふて止まず、遂に前二事を奏せしに、帝豫期の如く、御憤怒烈火の如く、何者ぞ、身君側にあり、黨を結びて濫訴を企つ速に凌上の罪を斷ず可しと宣ひ後親しく大原卿を召し出され濫訴の舉を責め給ひたれば彼等、戰慄して疎暴の罪を謝し奉れりと傳ふ。以て帝の御政策が終始一貫、不動の宸意を以て、平和を御希望ありたるや窺ふに難からず。

吾人は斯くの如き闇澹たる當時の裡面を探り一度は戰悚し、一度は暗涙を

呑み、權力推移の實際を想ふ時、無限の感慨噴湧し來り、胸臆自ら壅塞するを覺ゆ。或は斯くの如き政略由來長州派の金科玉條が、後年桂公は、登極日尚浅き、陛下に對して詔勅を濫奏し、治道紛亂の責を或は、神聖無責任の地位に在はす帝に嫁せんとしたるは國民の記憶未だ新なる處なり。憲法發布後に於て一國の政治に關する詔勅が、國務大臣の副署なくして出で、しかも之を濫奏して一身の急を救ひ、一個の事を處理せんとするは、即ち責任を帝に歸するものとして、國憲を棄し、國礎を危うしたるものと斷罪せざる可からず。以て時代を異にし、政治の形式を異にせる僞勅濫發の罪に比す可き也。憲法を賜はり狂喜し、之を守護するを怠る國民の上には、衣を更ひたる舊時の怪物時に襲ひ來り、肝膽を寒からしむ、豈要心せずして可ならんや。

[七] 誠忠は是逆賊

事情益々長州派に不利となるや、彼等容保公を憎む事甚しく、陛下の詔勅

は皆會藩の矯むる處なりと信せり。君側の奸を除かんとすと稱して、畏多くも禁裡に發砲したる彼等が送戦狀に記載したる容保公の奸罪として擧げたるを摘錄すれば、

- 一、松平肥後守其の性剛愎にして庸劣名分辨へず、家隸は奥州荒僻の寒士只其の威を張り城市を虐ぎ、天朝の尊貴を知らず、暴狀往昔の山法師よりも甚し。
- 二、調練には不用の野砲數挺御花畠へ相運却喝をなし、連發禁裡に押入りたり。
- 三、國家の高才純忠至誠の公卿を百方讒毀し幽閉沈淪に陥らしめたり。
- 四、外夷と交はるは宗家嚴禁の處長崎に役人を派し交易をなし私利を得たり。
- 五、朝廷革職の御企てありしを、濫りに内謁して其の職を得たり。
- 六、困窮の餘り市井無賴を致集し、家隸の給豊ならざるや、僅少の過を以

- て家産を沒收し、又は夜陰辻切掠奪を擅にし京師を擾亂せしめたり。
- 七、乘輿を御立闈へ平附となし以て身園となす、無法無禮藤原信頼、木曾義仲にも越えたり。

吾人が前論を読み來れば、その事實の如何は直ちに判明す。只第四に指す長崎貿易の事は吾人之を知らず、然れども長崎港たるや元來の開港地、國產を貿易するも、是を罪す可きにあらず、寧ろ獎勵す可き事にあらざるか、第七乗輿を禁闈に入れたりとは、非常の場合、即ち是を謂ふもの等が不隱の舉動あるが故に、當然の職務として、帝を守護せんとするも、容保公時に病蓐にあり、然れども天下の大事、萬事を省みる場合に非ず、輿に乘じ、君の急に赴く何の不可あらん、爾來京師小康を得るに至るまで、容保公が花畠に宿術し、患軀稍重きにも關はらず、露營の酸苦を甜め、帝の御感を蒙りたるは明なる事なり。一々見來れば、斬奸の理由たるや、當時の事理を辨せず、只浮説を信じ、感情を基として婦女子的怨言を陳列したるに過ぎず、由來盲動、

事を過る皆斯くの如し。若し又、容保公に斯の罪状ありとするも、宮城に砲火を向け、流血の慘を生せしめたるは暴を以て暴に代へんとし、血を以て血を洗ふもの、何れかその可なるを知らん。禁裡は幾百年來戰血を留めず、神聖平和の祥瑞たり、今一朝にして兵燹の巷に化す、帝の宸怒は更なり、暴行の奸惡遂に謝するの辭なし。時に公卿太平に慣れ、長州砲擊の轟々と、衛兵迎戦の鯨波と相和して、殿上又震動するに恐怖し、周章狼狽言語に絶す、然るに、聖上陛下に至ては泰然として、礮音威聲も宛然鳥聲を聽くが如く、是を拜したる殿上人始め、武將と雖も、肅然襟を正うせり。以て帝の御威徳の一端を窺ひ得んか。蛤門の戦は會薩二藩の主力によりて幸に宸襟を安じ奉れり。而して今日迄長州派の暴舉は、藩主の與らざる處として、中川宮に賜はりたる宸翰中にも『長州父子は温純の人ながら、藩士暴烈夥しく云々』とありしが、宮闕砲擊の事ありて、その命毛利卿父子に出し事明なるに至るや茲に長州は全く朝敵と化し去れり。元治元年七月二十三日の追討の勅令は左の如し。

松平大膳大夫儀兼而禁入京候處陪臣福原越後を以て名は歎願に託し其の實強訴國司信濃益田右衛門介等追々差出候に付寛大之仁恕を以て雖扱之更に悔悟之意なく言を左右に寄せ不容易趣意を含み既に自分兵端を開き對禁闕發砲候條其の罪不輕加之父子黒印之軍令狀授國司信濃由全軍謀顯然候旁長防へ押寄速に追討有之事。

勅令によりて、各藩兵を出して長州を討つ。然るに總督は膺懲の目的充分なりとなし、獨斷和を媾じて飄然、其の邑に就く、元より帝の聖旨に非す、幕府の同意に非す、只幕末に於ける親藩の内訌を曝露して天下の嗤笑を招ぎ、上陛下の叡旨を貫徹し得ざるのみ。斯くの如き不統一と無能の集合たる幕府は己に空虚にして實なしと稱するを得べきか、幕府の倒れたるは、薩長の爲めならず、夫れ自身の爲めなり、帝の聖慮を全うし能はざりしが故なり。吾人は説いて幕府の衰亡に至つては一滴の涙をも是れを惜しむものなり。

逆賊し得ざるものは夫れ天下の形勢か。長州の事、幕府の無能、柔弱なるが爲め聖意貫徹せざる内に、將軍先づ薨じ、續いて天皇不慮の崩御となり、前日迄君寵一身に普ねかりし會津公は忽ちにして逆賊たるに至れり。幼帝御歳十六。大喪大赦によりて先帝勅勘の堂上來りて參政論議す。彼等の疎暴を抑制したる勇邁の帝は己に在世せず。此處に生れ出でたるものは、薩長に下されたる密勅なり。時に慶應三年十月十三日。文曰。

詔源慶喜藉累世之威恃閩族之強妄賊害忠良數棄王命遂先帝之詔而不懼擠萬民溝壑而不顧罪惡所至神州將傾焉朕今爰民父母是國賊而不討何以上謝先帝靈下報萬民之深讐哉。此朕之憂憤所在諒闇而不顧者萬不可止也。汝宜体朕之心殄戮賊臣慶喜以速奏回天之偉勳而措生靈于山嶽安此朕之願無敢惑懈。

一日を置きて、會桑二藩に對する密勅も又前二藩に下れりと。即ち、

右二人久滯在輦下助幕賊暴其罪不輕矣、依之速可加誅戮旨被仰下候事。

此の密勅は三條、中御門兩卿の取計ひにして、玉松操の文案に成り、長州に下したるは中御門卿之を書し、薩州に下したるは三條卿の書なり、是に與り知るものは岩倉卿ありしのみ、他は親王と雖も毫も關せずとは後年三條公が漏らしたる處なりと。事情斯くの如く、幕府は元より容保公と雖も、政局の内實根本的轉換し、身は己に逆賊となり噴火山上に在るを知らず。識らざるは當然、曩に將軍政權返上の上書に對しては『建白之旨趣尤に被思食候間被聞食候尙天下と共に同心力を致し、皇國維持可奉安宸襟御沙汰候事』との詔勅ありし也。慶喜公及會桑二藩は徳川以外の徳川の起るなきを思ひ、天下と共に事局の難に當る事、眞に詔勅の如く、厚く之を遵奉せんと覺悟し居たるならん。然るに堂上諸卿は諸藩を小御所に會し、慶喜公の官位降下采地削減を

議し、會桑二藩は疎外して之に加へず、而して又時局に關し、諒語勅を無にして慶喜公にも、參政の機を與へず。幕臣及兩藩の士不平漸く高く、重役の鎮撫も容易ならず、茲に於て慶喜公は兩藩主と共に上書して大城に退き、輦轂の下に騒擾の發するを恐れ豫め避くの途に出づ。密勅を下したる公卿は眼中已に慶喜なく、事毎に之を疎外し、果ては輕侮の態度歷々たるより、慶喜公等は、君側に奸臣あり、上下壅塞し、幼冲の天子を擁して不正を働くが如くに感じたるは無理なし。その裡面に於ては、西郷、大久保等「二百餘年太平の舊習に汚染仕り候人心に御座候へば一度干戈を動し候方反て天下之耳目を一新し中原を被定候御盛舉と可相成候得、戰を決候て死中活を得候の御着眼最急務と奉存候云々」と奏し、事に托し、政策の爲め戰をなさんとする輩あり。政略の爲め賊名を負はしめられたる慶喜公以下誠に運の盡きとや謂んか。慶喜公遂に形勢刻々非にして、身又危からんとするに際して座するに忍びす。

略。先帝より御遺托被爲在候攝政殿下を放廢し舊眷之堂上方を無故擅斥せられ邊に先帝譴責之公卿數名を抜擢し陪臣之輩猥に帝坐近く徘徊致し數千年來の朝典を汚し、其余の御旨意柄兼々被仰出御沙汰の趣とは悉く霄壤相反し實以て驚愕之至りに奉存候、假令聖斷より被爲出候共可奉忠諫苦况んや當今幼冲之君にも被爲在候折柄右様之次第に立至り候ては天下之亂階萬民塗炭眼前に迫り兼建言仕り候素願も不相立金甌無缺之皇統も如何被爲在候哉と奉恐痛臣慶喜自分の深憂此事に御座候云々

と上書し、公明正大列藩衆議により正を擧げ、奸を退け、萬世不朽の規則を建て宸襟を安じ奉らんと奏聞す。已に慶喜公が誠忠を盡さんとするも、朝廷との間に大なる溝渠生じて、意思上達せず、况んや、昨日迄陪臣と稱して對當談議を憚りしものが、時を得顔に横議し、勢慶喜公等を凌ぎ甚だ盛なるものあるに於をや、何ぞ平なるを得べき。斯る場合、親藩を以て官位辭退領邑削減を奏請す可きを勧む、官位辭退は素より慶喜公の心なりしならんも、邑

領削減は事頗る困難なり、如何となれば累代世臣を扶持し來れるを以て、前後の處置をなさざれば、今急に之を決行し難しと謂ふは誠に至當なり、朝廷徳川旗下の士を其の采邑と共に引繼ぐに於ては兎に角、然らずして莫然其の事に及ばんか、浮浪擾亂の大事勃發せん事、未だ遠かに豫期す可からず。慶喜公即ち後事は事頗る大問題なれば參内の上親しく奏せんと。己に慶喜公の心は平ならず、偶々報あり、江戸に擾亂起り庄内藩兵營に發砲したる一隊あり、直に交戦となり互に死傷あり、賊徒は免れて薩摩藩邸及佐土原藩邸に入ると。茲に於て慶喜公以下は、薩藩東西相呼應して事を擧げんとすと觀察を下し、愈々默視す可からず、薩藩亂逆の罪を具申せんとし偶朝廷慶喜を召すに遭ひしを以て上京す。此の時に當て越前尾張の二公は輕装して入京す可しとの忠言ありしも、薩摩藩の近來を見て警戒嚴重なるを要すと遂に會桑二藩を隨へて發す。上疏中には

一、近來の御事体朝廷の御眞意に非す。松平修理大夫奸臣共之陰謀なる事

一、江戸、野州、總州の事に見るも明にして同家々來の唱導に依り、東西相呼應して皇國を亂さんとす。

一、非常の變革を口實に幼帝を侮り、諸般の處置私論を主張す。

一、主上御幼冲なるにも關はらず、先帝御依托の攝政を廢し、參内を止めたる事。

一、警衛と唱ひ、他藩を煽動し、兵杖を以て宮闈に迫るは朝廷を憚らざる大不敬なる事。

一、浮浪の者と其家來相語らへ處々戰亂を起したる事。

等を含めり。謂ふ處一々事實を指すも、時機を失へたる失敗者の言なり、恰も元治元年長州の福原越後等が送りたる斬奸狀の口吻其の儘なり。官賊の位地、被此一日の差によりて主客を異にするは恰も走馬燈の如し。慶喜公以下が、薩州を憎むは過ぎたり、前記の事實は事實なりとするも、其の骨子は長州政治家によりて仕組まれたるものなり、悪まんとせば西郷等が政策の爲め

強えて戦はんとする意見を有する事なり。然れども薩州政治家の時勢の推移を見るの明敏なる、夫のが果して偽勅なるや否を間に暇あらず、終始勅命のある處に活動したり、變轉極なき政局を洞察して是に處するを過らざりしものと評するの外なし、一言にして謂ひば、俐巧に立ち廻りし也。慶喜公の如き、今更斯くの如く激論するは自分の不明と、柔弱とを語るものに非るか。その長州再征の場合、陛下より節刀を賜り、必ず叡慮貫徹の功を奏す可しと誓ひながら、小倉にありし小笠原が敗北の結果長崎に遁走せりと聞き恐怖心を起し心機一轉、言を左右にして出征せず、無責任極まる奏上をなし事を昧昧に附さんとす。爰に於て當時の逆賊たる長州は益々勢を挽回する時間を與へられたり。長州征討の事は孝明天皇の御勅命にして且つ最も熱心の叡慮なりしは茲に陳ぶるの必要なし、慶喜公の言語同斷なる振舞を召聞れたる帝の逆鱗は甚しく、『今夏右體變動候ては不相成と嚴然たる御沙汰云々』と、中川宮に依て漏され、會津人の記録に留まり。而して當時中山前大納言の記録には『一橋強請廣言、已八日賜節刀蒙綸旨而十日小笠原遁還の注進に依り俄

に變策輕舉反掌不埒千萬也』と。長州が勅命に背くが不埒ならば、慶喜公が勅命に背くも亦不埒なり、被此を論せず、總て勅命に背くは不届至極なり。帝の叡慮を矯むる以上の不忠に非ざるや、慶喜公已に是の不忠を敢てなす、幕府滅亡の因は將に茲に發す、斯る無責任の行動は明に帝威を無にしたるものなり、吾人は敢て慶喜公も長州も同罪なりと謂はん。今日の事ある、慶喜公自ら招致せるもの、薩州に向て奸惡呼ばりは、宛然婦女子の怨言、敗者の嘆訴、弱者の聲なり。孝明天皇の御仰に背きし不忠者當然の報酬にあらざるなきや。如何。

斯く入京せんとして伏見に到るや、關門堅くして守兵を置けり、前隊の士勅命により參内するものなり宜しく開く可しと謂ふや、内府兵を率ゐて入京するは朝廷の禁する處なりと答ふ、然らば是を犯すの責内府甘じて受けん、累を諸士に及ぼさず、宜しく開く可しと押問答中、突然砲撃に遭ふ、武門の習之に應戦し、茲に戊辰戦役の幕を開く。

土佐の山内容堂公が此の戦を以て薩長幕府等が私闘するものにして事宮闘

に關はらず。土佐は一兵をも出す可からずと傍観したるは、最も公平なる論斷にして、板垣退助等が藩主の命に背き出でたる外藩兵として一人も出でさりしは當時の真相を語るものにして後世の證據とす可きなり。容保公等が朝廷徳川氏征討の詔勅を發したりと傳聞したるは此の後なり。勿論薩長に下したる密勅の如きは未だ知るに由なし。爰に於て慶應三年二月四日書を輪王寺宮に上り救解を哀請し即日致仕す。同日又尾州外二十二藩に就いて救解を求むるも皆不可なり。續いて朝廷隣傍諸藩に命じて會藩を征せしむるの報あり、依りて書を贈りて其の冤を辯疏す、同時に仙臺米澤等の諸藩連署して書を鎮撫總督に呈して會藩の冤を訴ふも總て無效言聽かれず。且つ目するに賊に與みするを以てせらる。哀訴の路を失へたる各藩は、余りの處置に王師たるや否を疑ひたる結果奥羽同盟を結ぶに至る。俗間當時西軍を呼ぶに『官賊』を以てせり、官賊の二字如何に意味深長なる。記して爰に至れば意直なる容保公は西郷等が耳目一新の政策の犠牲となりて遂に賊名を負ふ、變通の才なしとや謂はん。然れども、孝明天皇の遺子たるの觀ある容保公の運命は斯く

成るは當然の推移ならんか。容保公か之く可き唯一の道なるか？吾人は容保才の才あるを冀はず。公は一身を捧げて、帝に殉せるものと評せん、帝なきの後其の榮華を誇らんは公の望む處には非る可し。吾人は容保公が終始一貫よく其の節義を全うし、英明の天子が遺子たるに愧ちず。魂魄を千載に遺したるを喜び、荒城の跡に綿々の長詩を留めたるを謝するものなり。夫れ吾人が最も聞かんと欲するは、上天に在す孝明天皇と容保公との間に於ける、君臣の御物語りなる哉。

[八] 伯夷盜跖同一丘

猪苗代湖の水清麗、其の南畔は我搖籃の地なり、綠樹還山水石邊、仰いで盤嶽の紫峰と縷の如き噴煙を望む可。四塞隅陬の地又春に會ふ、櫻樹時を忘れず歲々花を開く。吾曹未だ小學の頑童たりし某年の春、庭内の櫻花爛漫の美を着たる時、畫ける如き白鬚長き老翁何處より來れるか樹下に花を賞し家

人之を敬する事甚し、纏て紙を延べ上に座しながら落墨點々、飄搖の春風落花を送り、翁が白鬚に、或は紙上に散じ、詩韻花香相交じはり、頑童尙行春の情感を覺えき。長じて、老翁留る處の書を見れば。

行無輿兮歸無家　國破孤城亂雀鳴　治不奏功戰無略
微臣有罪復何嗟　聞說天皇元聖明　我公貫日發至誠
恩賜赦書應非遠　幾度額手望京城　思之憶是夕達晨
愁滿胸臆淚沾襟　風漸瀝兮雲慘憺　何地置君又置親

と。老翁こそ容保公の謀士秋月胤永翁たりし也。詩は即ち戊辰の事に坐し入獄中の作なり、翁は一藩の儒、才氣膽略一方の重たり、革世の後は深く韬晦して出です、晩年吾曹の家人翁の門に學びたるを以て、特に來駕花下一日酒を樂しみたるなりき。翁長人奥平居正と善し、落城の時、奥平軍に在り、書を翁に送つて曰く『貴國幕府の爲め盡す處何ぞ夫れ厚きや、若し貴國なかり

せば徳川氏の鬼、其れ候す、臣各其の主の爲めに盡すは職分なり。季布の節韓張の先見に及ばずと雖も、丁公の二心に比せば余りあり、貴國は是に似たり。只一心不亂、城を守て終らず、鳥居元忠輩をして獨り其の美を擅にせしむるを惜しみ、不佞窺かに我神州の爲め是を恨む。然れども己往は咎めず、願ふ處は他日邊海警あらば、率先徳川氏に報せし所を以て聖天子に致し、以て新なる心を表白す可きに非ずや』と。翁の胸中元より誠忠無二なり、奥平の藩こそ先帝の奸賊に非ずや、一朝處を換へて、斯くの如く廣言す、翁の胸中夫れ如何。時に翁は返書して曰く『寡君之素志は固天朝に在り、故に幕府の爲めならず、昔、貴藩亦曰ひしに非ずや。開鎖未也、官武一和本也。と蓋し王室を尊ぶは、幕府に事ふる以所、幕府に事ふる王室を尊ぶ以所、弊邑豈獨り徳川氏に私せんや、不幸宗家諸侯を統率する能はず、伏水の一舉、寡君東歸、過を思ひ、罪を謝す、何ぞ料ん道路梗塞して至情達せず、大兵疆を壓し、四面敵を受く、乃一二の殘人あり、我士女を略し、我財貨を掠め、曾て王師弔伐の意無し、故に我甲兵を盡して之に應す、亦武門の常なり。孤城

圍を受け、城を背して一を借る、兵食乏しきと雖も、猶以て支ふるに足る、旋ち王師罪を問ふと聞き、君臣恐懼戈を投じて他意なきを示す。苟しくも然らずして、頑冥死を決せば是れ王室の罪人にして臣子終天の憾なり。嗚呼、包胥哭庭の使未だ歸らざるに、鄭伯牽羊の辱已に見る、事勢此に至る、復何をか言はん、聖上若し先帝の殊遇を思ひ、祖先の勤勞を棄てず、弊邑をして其の祀を絶たざらしめば、國家事有れば、弊賦を盡して王の爲め先驅せん、是れ啻に弊邑の幸のみならず、亦天下の幸也」と。以て會津藩君臣の意中と事の経過を知るに足らん。後六年奥平は郷人前參議前原一誠と共に兵を周防に擧げて、稱して君側を清うせんとすと。曩に戰捷に驕り、濫りに他を目して『神州の爲め恨む』と論じ、開城を評して、城を枕にして死せる鳥居元忠に及ばずとせるものが、僅かに六年を経て、この状は何ぞ。奸賊の名は再び是等長州の一輩に返却す可きなり。彼等一敗地に塗れ縛に就き、將に斬首せられんとするや、慨然として『秋月韋軒將に我を何とか謂はん』と。韋軒は胤永翁の號なり。彼等死なんとするや、その言や善し。大義名分に照して、

舉兵の事決して會津公の心事に比す可からず、彼等最終に於て是を愧づ、又命なる哉。

而して政策の爲め濫りに師を起し、會津公に賊名を負はしめたる西郷は、自ら十年後反逆を企つ、是の反逆たるや、全く無名なり。時の朝臣を以て君側の奸となさば、自らも亦君側の奸なりき。對外政策の一變に激怒して兵を擧ぐるが如きは、又全く大義名分を没却せるものなり、清議公論、廟議の決定に従はざるものは、陛下輔弼の重臣たる可からず、自ら是れ匹夫野人の態度、而して辯護する者が稱する如く、只一身を犠牲にして子弟の爲め之を與へたり、西郷の心事、自ら霽風光月と。嗚呼、世に大西郷とも稱せらるる偉人は、論者の如き愚人なるか、是れ反て西郷を貶するものなり。如何となれば子弟に盡すは私事なり、王師に抗するは公事なり、西郷程の人物にして、斯くの如き明白なる、三才の童兒も亦知るを得べき、大義名分を没却すとは何事ぞ。果して然らば、西郷の情熱は徒らに婦女子の涙に異ならず。西郷は浮浪の一親分たるの外、公人國士の責任を知らずと謂はるゝも又辯解の辭な

からん。其の起つや勤王を表榜し、子弟群り從ふ、遂にその目標を破壊して子弟に從ふとは何事ぞ、西郷の精神は全く爰に滅亡したるものなり、反対黨たる會津公が、時に宗家たる徳川を抑へて、陛下の御意を奉じ、殆ど孤立無援の忠節を盡したるに比して、その差如何。其の遺臣より、西郷は忠義を賣り物にせりと憎まるゝも如何せん。

西郷一度亂を起すや、山川浩(中將男爵)驍將佐川官兵工等以下會藩の士争ふて王師に屬して、征途に登る。佐川氏は遂に奮戦して名譽の死を致し、山川男は熊本城を開いて、千古の名將谷干城子を城中より救ふ。見よ、十年の亂は熊本城によりて決す、熊本城の圍を撤したる主力は會津の遺臣なり。官賊、曲、直の變轉、實に繩の如し。吾人は當時の事を以て、政策の差より來る黨争なりと見るを最も公平なりと信するものなり。共に是れ「陛下に忠實なる反対黨」にあらざるや否。

[九] 結論

勝是官軍負是賊 男兒只應冒嶮難 嘘嗟曉出鹿兒島
絶叫夕渡太郎山 眼下最苦熊本城 唾手可拔立食間
君不見南關地關路歷々 直破此關莫一敵

是れ薩南健兒が進軍の曲なり。彼等の勤王心は是れに盡き、彼等の誠忠は是の外にあらず。獨り薩南健兒と謂ふ勿れ、彼等磊々已を欺かざるが故に、斯くの如く露骨に放吟す。俐巧なる長州人に、斯の詩なし、然れども勝利者は黙す、彼等は勝て官軍となりたるなり。有賀博士曾て曰く、「政治は夫れ投機の如し」と。骰子一度轉じて、凶か吉か、官賊の差異に問一髪、吾人は將門、高時輩を除き、史上の人物に對して、輕々賊名を附するに躊躇せざる能はず。况んや將門の如き大に疑あるをや。吉田東伍博士曰く「政治は常に武力に依て立つ、『政治の爲め武力を使用す』と平日是を謂ふも、歴史上より解釋せば、武力は先きに發し、政權後に定まる、政權定つて文治起り、次て武

力はその下に置かる』と。道は一代の史家、着眼心に當り、其の核を射る。維新改革の一署名者は眞に天下の心を以て心となし、同黨異伐の私心なし。藩閥を形成し、天下の權を私したるは、第二三の署名者なりと論せるものあるも、吾人が前來の論は、その第一署名者が決してその所論の如きに非るを立證して余りあり、第二の署名者が、其の筆罰を蒙りたるは、第一署名者の遺策を實現せしめたるが故なり。白萩の露を拂ふ可く命じたるものは濕れず、受命之を振ひたるものが、その露を身に受くるの類ならんか。徳川を倒したものは、新しき衣を着て現はれたり、人暫時變体の幕府たるを知らざりき勝是官軍の思想に於て戰ひたる彼等當然の恩賞と信じたり、萬機公論は彼等の種族間の萬機公論なりき。斯かれたる國民は後來自覺せるも、時已に遅し、幾年來馴致したる國民の大多數は、彼等の所謂『良民』となれり。世は全く大平なる哉。知らず藩閥は未だ倒れざるにあらずや、彼等は季節によりて保護色を變す、敵に對しては軍艦の色を塗り換ふる事を知れり。國民たるもの宜しく、色盲に罹る事勿れ。

吾人維新の事を回想すれば、會藩に賊名を負はしむ可からざるを主張せんとす、彼等若し罪とせば、王師に誤て抗したる事なり、然れども、當時の事一々探り來れば、有司は特に會津をして過らしめたり。先帝の寵臣を些々たる錯誤に借口して討征するが如きは何たる無慈悲ぞや、况んや百方救解するも尙恕さるや。只錯誤も又逆賊なりと論せば、諾し、然らば、長州は、會津に比すを得ざる奸惡非道の逆賊なり。一は孝明天皇の逆賊、一は明治天皇の逆賊、西郷一輩に至ては、功罪共に、明治天皇に負ふ。反言せば、一は孝明天皇の功臣にして、一は明治天皇の功臣なり。然り功罪を強めて附せば右の如し。然れども我國體に於て、彼帝の功臣は、此帝の逆臣と稱し得べきか。公平なる史家は、薩長會津功罪同一と斷定す可きを信す。然るに一は一族同門、盡く榮爵、恩寵を受けて、天下に翱翔し、一は秋風落莫、當時の陪臣に及ばざるや遠く、敗殘の月を見る事憐れなり、盛衰興亡世の常とは云ひ維新の署名者が眞に、天皇中心主義ならば、斯くの如き處置を今日、其の儘たらしむる可からざるを信す。秋月草軒追憶し、布衣元名聲を期せず、何計

らん參謀帝京に在らんとは、大勢回し難し、時に利あらず、夢魂屢繞る若松城」と嗚呼寃に同情に堪えざる也。

孝明天皇唯一の忠臣は容保公なり、彼れ誤て王師に抗し、當時増錄せられ三十餘萬石、薩、長と並び稱されたるものが僅かに三萬石と爲りて、今日の窮乏に在り。然るに薩、長皆公爵にして、其の眷族は、子、男爵を賜ひ、功臣雲の如く榮典に満つ、殊に一旦逆賊天誅を受けたる西郷隆盛の跡は侯爵たり。

高山林次郎博士曾て論じて曰く、

「我西郷南洲は猶佛の奈翁の如き乎。維新中興に於ける南洲が偉勳は永く史上に傳ふべし、其の人物亦一世に曠しきものありしならん。而かも彼は其末路に於て國賊なり。其の事情の如何に拘らず、帝命に背き國憲を棄り、叛逆の大罪を干犯したるは事實なり。大義名分に於て已に缺くる所あらば區々たる私徳の如きは言ふに足らざるなり」

と論じ、更に、彼れが特有の銳鋒を進め

然るに今や則ち如何の状ぞ、彼大罪は何時しか忘れられ、傳へらる者

は其の舊勳のみ、其の私徳のみ、日本の歴史に比倫なき一種の尊稱は特に彼の名に冠せられ人は大西郷、大南洲を以て彼を呼ぶに非すや。彼の叛逆の爲めに作されたる辯護は普く國民の認むる所となり、彼の名によりて傳へられたる言行は依信と歎美とを以て聞かれざるはなし。足利尊氏平清盛に於て天人共に容るべからずと思惟せられたる大罪は彼れにありては偶々其末路を美はしくしたるのみ、是れ寧ろ怪しむ可からざるか。

今や彼を崇拜せる國民は傳記墓誌を以て尙足れりとせず、其の叛逆によりて、其の大人物たるを證したるを以て足れりとせず、彼の銅像は更に帝京第一の大公園に建造せられ二百萬府民をして是叛逆的大人物の面貌を形体の上に景仰せしめんとす。南洲死後二十年にして是事ある何ぞ奈翁の遺骸十年にして巴里に改葬せらるゝと相似たるの甚しきや。

若し私已の情實によりて人の行爲を品せん乎。天下又罪惡なるもの無

からむ。唯公道の凜として動かす可からざるものあり、名分是によりて立ち、大義是によりて明なるを得、西郷南洲の私徳や、吾人の歎せる所也、而かも彼を以て國民の崇拜に當り得る大人物となす、其の可なる所以を知らざる也、况んや帝京第一の勝地に其銅像を建築するおや。と

更に况んや、其の遺子に侯爵の榮典を與ふる事を、陛下に奏上したものあるおや。と、吾人は附加したきなり。高山博士、衆愚、強者媚ふるに、徒らに騒々たる時に際し一大鐵槌を振ひたるものと謂ふ可く、彼の名分論には何人と雖も反對し能はざる可し。逆賊西郷の遺子は今や侯爵也。是を奏したる輔弼の宰相果たして何人ぞ。一藩を盡し果して、孝明天皇に奉公したる容保。公の遺臣を見よ。等しく王事に精勵するものに差別あり。會津公の遺臣は長薩長を怨む事を止めざる可く、彼等一朝時を得る場合ありとせば、亦茲に見て、其の偏遇を當然となし、國家は長く、一起一伏、源平興亡の怨讐軋轢を繰り回すに至る可し。吾人は實に治道の爲め是を憂ふるものなり。

夫れ南洲を崇拜するが如きは一種の流行なり、流行は常に強者によりて強ゐらるゝか、又は弱者の詔諱なり。假令ば近時他界したるチャンバレンが片眼鏡をかけたるに倣ふもの、バルフォア氏が襟に手をかかるを模するもの非常に多かりしと又日本の警察社會が今日尙薩摩辯にして、陸軍將校が皆長州辯と化し居るに注意せよ。南洲を崇拜する、皆斯くの如しことは謂はざるもの、然れども多くは然り、西郷は偉人也。大部分は之を演劇化し居るなり。若しタルドを誘ひ來りて、この狀を見せしめよ。彼は、その主張したるイミテーションの説を愈々眞理なりと喜ばん。

好んで名分論をなすが如きは、狂人的天才高山樗牛に一任せよ。今の世に誰か理屈を謂はん。强者なる哉、強者なる哉、強力なる辯護者を有する逆臣南洲は、名分を超えて、殆どセミゴットとせられたり。辯護者なき容保公の誠忠は、千載に訴ふる處なき也。噫。

親子内親王の訓諭

親子内親王、カツノミコト和宮カツノミコトと稱す。仁孝天皇の第八皇弘化三年五月十日誕生明治十三年九月四日薨去なり。幕勢頗爾秋風落莫たる徳川の末葉に當りて、時の大老井伊直弼の提唱に係れる、公武協和策の實行として、幕閣執政安藤鶴翁信正、久世廣周等に依りて、文久元年十一月を以て、徳川十四代將軍家茂公に御降嫁あらせられ、慶應二年御落飾ありて靜寛院の宮カツノミコトと申し給ひぬ。

慶應四年正月三日を以て、徳川は、俄然、天地に入るべからざる朝政の身の上を爲り、歴代の家臣、皆な賊徒カイジツと爲りて、茲に戊辰の戰亂勃發しけるが、徳川の處分や、慶喜水戸の幽客カウセキと爲り、同時に田安家達をして、駿、遠、奥、七十萬石の賜封を以て、いよ／＼宗家の建封カウシキと爲りし其の六月、御一門の一行は遙く水戸表より、その賜地たる駿府に赴かせらるゝに當り、親子内親王様には、その家臣一同に與ひ給ひて、時局に處する武門の心得を示されき。本書は實にその調諭書也。

夫れ爲人者は、匹夫匹婦と雖も、五倫の道正しく可守は衆の知所に候。我苟も民の爲め父母、至尊の血脉と生れ、天下の政務を、天子より、御委任被

爲在候武將の爲妻身にて、此五の道を失ひ候ては、孝貞、ともに立難くと心得居候得共、何分不才不肖の身、素志も衆人へは難顯、慙愧に不堪候。

當春以來、不容易の變動出來し朝廷へ對し恐入候は言迄も無、照德院様(家茂公) 御奉職以來、不容易の御苦慮被爲在候得共、當家奸吏共の爲に、御誠意も朝廷世上へ貫徹せず、終には御旅中にて御他界被爲在、數年嫌疑の慶喜へ跡式御讓に成候事、御不本意の事と考へ察し候。尤も御當人御本意より選舉被爲在候には無之候得共、今日に至りては、昭徳院様御選舉の慶喜、かゝる逆亂を發し、家名斷絶にも至り候はい、御先代方、分て、昭徳院様御尊靈如何に御殘念に思召候はんと悲歎に不堪、家名の處、只管歎き願ひ度、藤上京の節、歎願の書、橋本中將へ差出し候處、中將より役人衆へ、右の愚意申入被置候由に承り候。其後、御進軍の趣、傳へ承るに付ては、一身の存亡は、當家の安危に可從と、決心の書、猶又中將へ差出し置候處、非理の事共、不被思や、大總督宮さま(有栖川親王殿下) 御初、藩士共へも傳達被致候様子にて、素志も貫徹し候趣傳へ聞き候。

其後、慶喜謝罪の謹慎の實効相立候に付、御寛大の御處置被仰出候事は各承知の事に候。右に付、今度上京、御詫御禮可申上答には候得共、今度、龜之助殿、轉封被仰付候間、龜之助殿封國へ引被移、家臣一同の安堵を不見届急速上京候ては、節義も立ち難き事に候間、當家の人々は勿論、天下衆人の誹謗を請候は必定に候。左にては、一身の耻辱は差置、孝貞、二つ乍ら相關候様にては、春以來身命を拋なげ、歎願等の素志も、忽ち水の泡と相成、始有て終無は爲人者の耻る所に候。去乍ら此誠心も、當地の人々へは貫徹し兼ね、嫌疑を請候様子に付、誠に主從薄氷の上に座する場合に付、一同深く案勞の様子諒察し、臣子の至情、實以て感泣に不堪候、付ては銘々身の上にも、いか様の變事有間敷共言難く候。

我一身は節義を守、假令非命の死を成す共、不義にして長生ならんよりは遙に潔しと決心の事には候得共、銘々は薄徳の主に仕へ、積年の艱難を忍、其上萬に一つも不慮等の事有之候ては不忍次第、不仁不慈にも當り可申候間節義を捨、速に上京可願と一度は決定候得共、再三再四、熟勘候に、人間些

か五十年長壽とても百歳の生命の爲に、千歳迄不義の名を残し候事は、實以殘念の事に候間銘々の心中を不察、不仁不慈に當り可申哉と、其處は深く當感候得共、既とせし證も無き事に恐怖し、重き孝貞の道を失候事は成し難候尤此誠心も名聞の爲に盡し候にも無候間、姦曲の人は、何共言は言、かく迄誠實を盡し候上、不圖災も有ば、是天の罪する處と覺悟し、運を天に任し、此場合にては上京、暫御猶豫相願候決心に候、尤轉封相濟候上は、速に願出候心得に候間、暫の處辛抱し、此愚意を體認し、邪曲の鄙言、聞くに忍難き儀も可有之候得共、聊も懸念せず、心を正路に置、誠心を守、主從一致の誠意、天地の神明昭覽を仰ぎ候様致度候。

頑愚の決心、定て衆の意に相可^{いさご}と考察候得共、惜ても可惜は後世の名に候間、何卒愚意を諒察し候様、若輩の者共へ、厚く教諭の様頼入候、去乍ら節義も相立一同安泰の策も候は、覆藏無く申出候様致度候事。

六月十一日

(慶應四年——明治元年)

輪王寺宮殿下奥州御動坐布告文

薩賊の兇暴古今其比を聞す。恐多くも

日光宮様を禍に陥れ奉り。徳川慶喜公に冤枉の嚴謹を負しめ。其不直を雪白するに路なく、涙を呑み、手を束ねて、殆ど屠戮に就んとせり。宮様累年の御厚誼を被思召、深く御憂憫まし、慶喜の冤枉を明白にせんと、二月下旬法輿を馳て駿府城に至り玉ひ、

大總督府へ御對顔、伏見の事の起原より具に仰られければ、薩賊勅命を矯て曰、慶喜恭順の實効相立候得ば、必ず寛典に處せられ、家系祿地等皆憂ふることなしと、宮様、其誣罔詭詐を洞察し玉ふといへども、勅命の稱至嚴なれば、江戸に歸り、慶喜公に告玉ふ。既にして、慶喜公、祖宗創業の城を開き、水戸に退隱し、兵器軍艦等を朝廷に奉り、實效殘處なく立られけれども、朝敵の嚴謹終に御赦免なく、

徒に他郷荒陬に孤囚の身となり玉ふ。

九二

宮様、益々御哀憐ましく、屢々御書を

大總督宮に遣りて、寛典に處せられ候様、仰進せられけれども、薩賊擁蔽して之を通せず、剩へ宮様の御英明を忌みて、除き奉らんことを謀り、屢々御上京を促しける。江戸市民之を知りて、市中及び近郷數萬の人々、各歎願狀を捧げ、御發興を留め奉りしかば、其至情深く御不憫に思召し、御延引遊ばされけるに、薩賊、又、總督府の命と稱し、御登城を促し、城中に留め奉らんとせしに、宮様、所勞にて御斷遊ばされ、其外種々の奸計を運し、除き奉らんと謀れとも、皆々相違しければ、終に三條實美等と相謀り、五月十五日未明、東叡山を暴襲し、勅額を掛りし中堂諸社

宮様御殿に至るまで、砲彈を以て焼打し、僧徒を殺戮し、財物を掠奪し、殘刑貪婪を極め、

宮様の搜索すること、甚嚴密なり。日光山も已に賊軍の據となり、途方を失ひ玉ひしか、奥羽列藩大義會盟のよし、遙に聞召され、勿體なくも

皇胤の御身を以、下賤の、微裝をも着し玉ひ、鯨波を凌ぎ、險路を攀ち、遼遠僻隅の奥羽に、下らせ玉ひ、兎賊を平定し、

朝廷を清明にせん事を、諸侯に托し玉ふ。素より宮様には先帝様の、勅命にて出家入道し玉ひ、確乎たる御道心にて、慈悲忍辱佛法の本旨を以て、萬民の塗炭に苦しむを救せられんとの思召しなり。萬民の塗炭に苦しむは、必竟、薩賊の爲す所なれば、此賊を打滅し、國家太平萬民安樂に歸するは、即ち佛法の本旨。宮様の御深意なり。嗚呼、誰か

皇國の民ならざらん。誰か
宮様の尊意を感載し、力を盡して雲霧を開晴し、東叡山に歸し奉らんこと
皇胤の尊きを知らざらん。薩賊、兎暴奸詐已に此の如くなれば、縱令天日
地に落、海水涸るゝことありとも、誓つて此賊と世を同ふせじ。庶幾は遠近
の衆庶、

宮様の尊意を感載し、力を盡して雲霧を開晴し、東叡山に歸し奉らんこと
を。天下の士民其事實を詳にせず、宮様の御深意を辨へず、南北兩朝の故事
を附會して、誣罔の説をなさんことを恐る。故に其大略を記して、遠近に布

告するもの也。

九四

慶應四年戊辰七月

奥羽越公議府

輪王寺宮殿下の檄書

嗟乎、薩賊久しく兇惡を懷き、漸く殘暴を恣まゝにし、以て客冬に至り、幼主を欺き罔ひ、廷臣を成し脅し、

先帝の遺訓に違ひ、攝關幕府を黜け、列聖の垂範に背き、神祠佛閣を毀ち陽に王政復古を唱へ、陰に妖教維新を謀り、腥羶左衽の夷靴を延て、金甌爨無の紫宸を汚し、百方構架して、以て寃を故幕府及十餘藩の忠良に負せ、遂に鸞輿を脅し、挾て蹕を浪華に駐め、諸侯に矯合して、六師を興し、百姓を虐使て、恒産を奪ひ、四海鼎の如く沸き、五倫將に墜んとす。大逆無道、千古是に比する者なし。今匡正の任を以て、是を其薩に囁す、宜しく大義を明かにし、是を遠近に諭し、克態虎の力を盡し、速に兇賊の魁を殄し、以て

上は、幼主の憂惱を解き、下は百姓の塗を済ふべきなり。都勉哉天下雲霓を望む事已に久し。四民迎の食漿これ新なり。勝算固より疑ふべからざるもの也。

輪王寺一品大王鈞命執達如件

大圓覺院

慶應四年戊辰七月 義 観花押

清淨林院

堯 忍花押

大義を被爲伸、皇國を奉維持候思召之儀は、段々被仰出候通に候處、此度日光宮様より、御令旨を下し賜り候に付き、而者尙又厚く、御諭解被爲有度思召に候。抑當春會津追討之、朝命を被爲蒙候處、同國之儀は、多年之忠勤を以、奉守護天朝、既に先帝より厚き御褒詞をも、下し賜り候程の義其段一統相心得居候處。當正月三日、伏見砲發一條、全彼より兵端を開き

錦旗御差出は、其翌日之事に有之、朝敵之跡頗不分明に付き。其節、太政官に、御建白之義も有之候處。奸臣、雍塞朝廷江は、御達に相成兼ね候内、俄かに奥羽鎮撫三卿御東下に相成、薩長等、參謀付添會津追討之先鋒、嚴急御催督被仰出、素より朝命不被爲及是非、數萬之軍費も不被爲厭、大軍御出張、先鋒既に、及應戰候處。會津より、伏見砲發之一舉、輕卒之至、奉驚天聽候次第恐入、城外に、謹慎、封地を被爲削、伏見誤事謀臣首級指出との、三條を以、謝罪申出候に付、奥羽列藩一同評決の上、歎願書差出候處容保儀、不可容天地之罪人、難被爲及御沙汰、早々討入可奏成功旨被仰出一同驚入竊に九條殿（天皇）思召奉伺候處、全く、右様之御眞意にも無之、皆參謀世良修藏、大山格之助等、報私怨度一已之狂暴に出候義、其節往復之書面に而詳細に相分り、其後肥藩之人數渡來、鎮撫三卿を奉擁南部秋田等え、御轉陣に相成、遂に秋田、新庄等も盟約に背き、奸賊國境に迫り、南方は、薩長等人數無名之師を以、白河、岩城等を襲取、實前後に敵を被爲受、防戦不容易事に至候得共、素より爲 皇國被爲伸大義、御國論御確定之義、殊に今般辰七月

奥羽同盟叛逆謀臣の辯明書

日光宮様、當天子御叔姪之御間柄、奸賊を除、宸襟を被爲安度、思召に而厚御依頼、全兼而之思召に、恰も符合に付而は、御家中一統覺悟奮發、身命を抛、忠義を盡し、前段の思召御貫徹、御功業被爲立候義は勿論に候處、尙又下々賤民に至迄、厚相心得候様被遊度、即、宮様御令旨を譯文被仰付板行之上御布告に相成候間、一統拜見篤奉熟讀、面々義に向ひ、不義に背き上下盡力、御國家と共に立行候様、厚可心懸旨被仰出候事。

明治元年秋十月、王政維新の天日を拜するに、國內一親同仁の皇恩を理想と爲し、以て王政の安固と萬民塗炭の苦を遮くるが爲め、奥羽列藩が人事の總てを盡して、薩長藩閥の攻撃に起りし奥羽動亂も、茲に愈縛定と爲りて、奥羽大敗叛逆の責任を問はるゝに至るや。追討官軍の參謀局に於ては、諸藩主謀者の吟味を爲りて、みな江戸に艦送せられたりき。かくて列藩より微したる謀臣は、

各其罪情に従つて、是が糺聞を受く。その罪状最も重きもの、即ち幽囚の繩は解けずして、明治二年五月な以て、遂に一死その責に任す。仙臺藩重臣恒木土佐及び坂英力は、實に其一人也。右兩氏が、明治戊辰の奥羽問題に處し、如何に心力を傾注して天下に狂奔したるかは、予、今更ながら蝶々の辯を要せざる也。兩氏や、明治元年十月十二日な以て、東京に召還せられて以來、幽囚糺聞に答へし書あり。是が奥羽同盟の主謀者が作かと思ひば、轉た感慨無量なるものあり。

昨年中、奥羽之諸藩抗官軍候事件ニ付、御糺問之處至大之儀ニ有之言語之違等相出候テハ、甚々不都合之事ニ候間、委細書面ヲ以テ申上候様被仰渡、奉畏左ニ書上仕候。

一、徳川慶喜ヲ始メ會津容保等、御追討仰出候折柄、主人伊達慶邦儀、會津一手ニ襲撃仕候様蒙朝命候得共、乍恐王政御一新之御場合ニ被爲勤于戈候ハ、此後ノ騒擾如何可有之哉ト憂懼ノ餘リ、拙慮ノ次第一應奉建白候處、御採用ニモ不罷成、然ルニ其頃ハ、九條殿御始メ奥羽御鎮撫トシテ、去年三月中旬、弊藩内へ御下向罷成候故、依テハ定メシ穩懲ノ御處置ニ可

相成ト、愚昧ノ小民迄モ難有奉存候砌、不計儀モ御着船、即チ改テ會津御追討ノ先鋒被仰付、速ニ奏成功候様嚴重ニ御責付罷成、誠ニ一統恐愕仕、人心ノ紛擾案外ノ動搖ニ相至申候、素ヨリ尊奉、王命仕候儀ヘ、勿論ノ事ニ候間、同日下旬ヨリ討手ノ勢ヲ繰出シ、四月十一日ニ、主人慶邦儀モ出陣、翌十二日、九條殿御始御轉陣、夫ヨリ先手ノ勢ハ、會津國境口々ニ繰詰メ、同月二十日頃ヨリ戦争、手負討死モ相出申候、然ルニ米澤家モ弊藩同様、先鋒被仰付置候ニ付、會津ヨリ右米澤へ手寄リ謝罪歎願之儀、家老ヲ以テ申出候ニ付、米澤重臣并私共立會、其趣承届候處、真ニ謝罪降服ノ外、更ニ別意無之、依テ容保義ハ城外ニ謹慎罷在旨申聞候ニ付、猶又如何様ノ嚴科ニ被爲處候トモ違背不仕候段迄取結相尋候得者、素ヨリ謝罪歎願ノ上ハ、御請不仕筋毛頭無之儀ニ御座候得共、願クハ莫大之御憐感ヲ以テ、伏見一舉謀臣ノ首級差出候ト、削封被仰付等ノ條々ヲ以テ、御許容罷成、開城ノ一事ハ、只管御宥免被成下度、實ハ領内ニ激徒夥シク有之、縱令一旦奉命仕候テモ、豫メ見詰難立儀ヲ押テ奉願、却テ臨時事破

レ候様ニテハ、此上恐入次第ニ御座候間、右之段何卒幾重ニモ御憐愍罷成
リ歎願申出、其情狀如何ニモ不得已次第ニテ、敢テ不當ノ暴願トモ相聞不
申、併シ猶應援被仰付置候近隣ノ諸侯方ニモ、數多有之候間、廣ク評議
相盡シ候方トノ吟味ヲ以テ、右諸藩ノ重臣トモ相招キ、會津謝罪之趣、衆
議相懸申候處、何レモ願書請取、諸藩ヨリモ添願申上候方トノ同慮ニ有之
依テ米澤侯ハ弊藩迄態々被相越、主人一同九條殿御本陣ニ參上、歎願被申
上、諸藩重臣共モ連名ヲ以テ、願書差上候處、一應御請取ニハ相成候得共
遂ニ御許容無之、速ニ追討候様嚴重ニ被仰付候ニ付、何レモ殆ント當惑
此上強願願申上筋モ相盡キ、却テ恐縮罷在申候。

然ルニ從是前、徳川家御追討被仰出候砌、奥羽ノ諸藩應援被仰付候
處、其節、庄内家ニ於テハ、累代ノ主家へ討手指向候段、何トモ歎ケ敷、
扱又奉背 王命候儀、猶以恐入次第ニ御座候間、偏ニ御仁恤ノ御沙汰ヲ以
テ、御追討ノ儀ハ御赦免被成下、家來共ヲ以テ、去年春中、京都へ歎願書
差上候由ノ處、既ニ其頃ハ、有栖川宮様、東海道中途迄御進發ニ付、於右

場所願書差上候得者、林九十郎ト申者御取次ニテ、御解諭罷成候得者、累
代ノ主家ニ致敵對候儀、如何ニモ難忍方ヨリ歎願申上候情狀、一應尤之事
ニハ被思召候得共、根元難被御宥罪等故、御追討被仰出候事ニテ、今更
御取上御吟味可被成下様無之、併奉對天朝、何モ別ニ可被爲安 宰襟勤
勞之驗相立候得ハ、是ニテ御許容可被成下、最モ此度奥羽御鎮撫トシテ、
仙臺領ヘ、九條殿御始御下向罷成候間、委曲ハ御同所様ヲ駕ト相伺、精勤
仕候様、被仰出候由、依之、庄内藩、弊邑へ罷越重役へ申入候ニ付、私
共相謁候處、前段ノ趣故、九條殿へ御伺取成吳候様申聞候間、先以テ下參
謀ヘ、役人ノ内差出シ、内々爲相伺候得者、既ニ於京師、庄内家ハ御追討
ノ御評議相決居候條、右様ノ儀申出候トテ可取請様無之候間、早々國內可
追拂旨、被及嚴談候由、右役人申聞ケ、扱テ私共ニ於テモ案外之儀ニテ、
恐入奉存候ヘ共、氣ノ毒ノ至リナカラ無是非、其段庄内藩へ程能ク申断り
相戻シ申候。

然ルニ其頃羽州天童藩ニ、吉田大八ト申者有之、何等ノ所存ニ有之候哉

庄内ニテ、徳川家ノ舊領羽州寒河江、柴橋邊ノ地所ヲ致押領候趣、及内訴候事ニ相聞ヘ、夫レカタメ右場所ヘ、弊邑ヨリモ討手ノ人數差出候様御達有之、九條殿御警衛ノ西國勢ト、一同兵隊繰出しシ候處、敢テ掠奪等ノ所業候郡村トテモ不相聞、空シク引戻シ申候、就テハ右大八儀、一旦虚事ヲ申立候様御取調罷成候事ニ承知仕候處、追々何様ノ事ニ申上候哉、亦々大八ノ建言御採用ト相聞ヘ、遂四月下旬頃ニ至リ、庄内御追討被仰付、久保田家ハ先鋒、其外南部津輕ヲ始メ、羽州ノ小諸侯方モ、多分應援被仰付候。

然ルニ其筋、弊藩ヘ罷越シ居候久保田藩ニ、餘事ニテ私共面會ノ砌傳承仕候ニモ、此度庄内追討被仰出候處、何等之罪狀ニ可有之御座也、曾テ不相心得儀故、伺書指出候得共、徳川慶喜儀伏見一舉以來、東下之後、於庄内家、重而兵ヲ起候様頻ニ相勸メ候赴ニ有之、且去年十二月中、薩邸ヲ燒討致候ハ暴動ノ所爲ニヨリテ、御追討被仰出旨、御付札ヲ以テ御指圖罷成、至極忍入奉存由、慥ナル話ニ有之、私共モ始テ罪狀承リ、誠ニ驚歎罷

在申候。

斯而、澤殿ニハ、下參謀大山格之助ヲ始メトシテ、薩長筑三藩ノ兵隊被召連、弊邑城下ヨリ羽州へ御發向、即時ニ庄内ニ御討入罷成候處、御勝利無之、續テ天童藩落城ニ付、新庄へ御轉陣被爲在、至急ニ弊邑モ援兵被仰付、頻ニ御催促ニ御座候、然ルニ其頃ハ、會津謝罪之一條ニヨリテ、諸藩ノ重臣共來會之砌ニ有之、自然庄内御追討之及談論候處、乍恐、會庄ニ藩之御處置ハ、一ハ御三卿様ノ御本意トモ難相窺儀有之、其實ハ専ラニ奸徒ノ私怨ヨリ相生シ、強テ御追討罷成候事ニ外不被奉存、然ラハ御一新御創業ノ御場合、却テ奉穢、聖德候様ニ立至リ間敷ク哉ト、何レモ深ク愁苦ニ迫リ、此上ハ、尙又大政官ヲモ相伺、改テ奉朝命候外無之事ニ衆議決着仕、依之、米澤并弊邑之家來共、早々上京之手配ニ有之、九條殿ヘモ右等之次第二付、會津討手之勢ハ番兵斗ヲ差置キ引揚、庄内御追討之援兵ハ先以出兵差控候處、共ニ藩ヨリ御届仕、主人儀ハ、閏四月中旬歸城ニ相及申候。

爰ニ於テ、九條殿醍醐殿ニモ、弊邑城下被遊御歸陣、猶九條殿ヨリハ、諸大夫塙小路刑部權少輔ト申者ヲ。右家來共ヘ被差添、一同京師ヘ被相登委細奥羽之事狀ヲ被仰上、御沙汰次第、別而御鎮撫可被成置旨被仰出不日ニ右之輩發足之手配罷在申候折ノ所ヘ、肥前并ニ小倉ノ二藩、庄内追討之應援ヲ蒙リ候由ニテ、弊邑領内ヘ着船夫ヨリ惣勢城下ヘ上陸致候處、其節肥前藩ニテ下參謀前山精一郎ト申者ニ、私共應接之節、全體庄内家御追討ハ、何等之御罪狀ニ可有之承リ候得者、當今彼藩羽州地ニテ、徳川家ノ舊領ヲ押領致シ、且無故同國之天童ヲ討落シ、彌增強暴甚敷、官軍危急之由ニ付、應援被仰付候趣ニ有之旨、申聞候ニ付、先日九條殿被仰出候罪名トハ、更ニ相違之件ニ有之候段、細ニ申談候得者、右精一郎殆ント當惑之體ニ相見得、依之、羽州ヘ之出兵先以テ相控候様ニ罷在申候。

其後、御兩卿様御前ヘ、諸大夫始メ肥藩ノ下參謀并ニ諸藩之隊長共外私共迄、一同被召呼、何レモ伺候仕候處、下參謀申聞候ニハ、段々奥羽之形勢致傳承候ニ、何様ニカ鎮撫之御職掌ヲ被相建、御歸洛被在候様成上度候

處、會津ハ最初之廉ヘ立戾リ、謝罪歎願申上候様、御周旋相出間敷哉、若シ此節ト相成難及其儀候ハ、一先御三卿御歸洛、二國之事狀委曲御奏問之上、重而御鎮撫之外不被爲在様ニ候處、兩條ノ際何力可然哉之旨、私共ヘ評議ニ付、猶勘考モ仕候處、素ヨリ於會津一應謝罪奉願候上ハ、追々タリトモ御取上御吟味被成下候ハ、鎮靜ニ可相至儀ハ勿論ノ事ト被存候得共、今既ニ北越奥羽兩道ニ、官兵指迫リ、戰爭有之砌リ、管ニ御鎮撫ト而已被仰出候トモ、御行届ニハ被爲成間敷、彌如此御處置ニ被成置候ハ、第一、兩道之官兵ハ御指留罷成、其上ノ御成敗ニ無御座候テハ、奥羽諸藩モ、恐ラクハ恭順不仕儀ニ奉存候ト、御答候ニハ、官兵ハ、元九條殿之御命令ニテ指向候勢ニハ無之候間、從是、何ト被仰出候トモ、可奉隨御指揮筋ハ必ラス有之間敷ト、申聞候故、斯テハ不及是非事ニ御座候間、御歸洛之上、再度御鎮撫被成下候方可然旨、申答候得者、此折、九條殿御始メモ、爰ニ決議スルノ外他事アル間敷ト被仰出候間、猶主人ヘモ申聞セ、且フ奥羽諸藩ノ重臣トモ、當城下ニ御滞陣、御鎮撫被成下度、奉願置候儀

モ御座候條、右之輩へモ布告仕り、追テ可申上由御請ニ及ヒ退出仕候。

然ル處、何分御歸洛御差急キ被遊候趣ニ被仰出、強テ五月十八日弊邑御發途、南部領ヨリ秋田へ御轉陣被爲在候、同所ヨリ澤殿同船ニテ、早々御歸帆之御手配トハ奉伺居候得共、萬一御在陣等之儀御座候テハ、二國之情實更ニ貫徹不仕、却テ叛逆ノ汚名ヲ蒙リ候ハ、至極恐入次第ニ付、尙又奥羽列藩ノ重臣共ヨリ、巨細之顛末言上之上、御鎮撫之儀歎願申上候方可然トノ衆議ヲ以テ、右重臣共總代トシテ、米澤并ニ弊邑家來共願書持參仕リ、五月下旬領内出帆、品川沖へ碇泊仕候處、生憎、於上野彰義隊之輩御討拂後ニテ、奥羽之諸藩ハ嚴敷御探索罷成候折柄ニ有之、上京ハ勿論同沖へ滯帆モ甚タ恐入候御場合故、如何ニカ兩三輩斗モ上陸罷在、願書差上度、勘辨ヲ以テ、米澤藩并弊藩ヨリ一人ツ、指殘、其他ノ輩ハ從是御陣門ニ向ツテ歎願仕候外有之間敷之評議ヲ以テ、無據歸國仕候、右差殘之置候者、追々何等之手配相盡候哉、彼之願書ハ差上候事ニ承知仕候間、尙右書面之趣ヘモ、御取合御瞭察被成下度奉恐願候。

斯テ歸國ニ及ヒ候頃ハ、既ニ接戦諸道ニ相起リ、多難ニ迫リ、乍恐從是御陣門ニ相向ヒ歎願等之儀申上候テハ、兵勢之氣立ニ係リ、最米藩謀臣等ノ異論モ相生シ、旁々以テ私共存意ニ難任儀モ有之、自然遲遠ニ相至リ候内、遂ニ其儀ニ及ヒ兼、徒ニ官軍ニ抗シ候委ト罷成候段、全体ノ素志ニ戻リ、今更殘懷胸塞、切齒扼腕日夜ニ絶ヘス、恐々縮々ノ至リニ奉存候。

下參謀世良修藏ヲ殺害仕候一件ハ、其頃會津ノ討手ニ差向置候兵隊共ヘ外ニ脱走ノ者共立加ハリ候處爲ニ承リ居申候、此砌ハ私共國許ニ罷在、右修藏ハ白河城へ出張致居候處、不圖一人、同所ヨリ早追ニテ、福島へ罷越同所藩中ニ呼取り、大山格之助方ヘノ書狀一封ヲ渡シ、是ハ仙臺藩ノ手ニ入候テハ、不容易大事相出候間、何分窃ニ差立候様申談候由、依之、右福島藩甚タ怪ミ、却テ其場ニ居合候弊藩隊長之内ヘ、悉皆申聞候故、右ニ付大ニ驚キ、當分之形勢如何ナル國家之大災ヲ釀候哉、逆モ其儘承リ捨難相成、見詰ヲ以テ不取敢右書面取揚致開封致候得ハ、豈圖ランヤ、此度米澤仙臺二藩ニテ、會津謝罪之儀專ラ周旋ノ處、若シ強テ御取受無之候ハ、

却テ會津へ合併ニモ難斗相聞ヘ、一体奥羽ハ概シテ敵ト被存候間、今暫ク會津之歎願者御取受、猶大政官ヲ伺相成候趣ニ爲申聞、且是迄仙臺家ニテ築立候胸壁ハ、追々敵之有ニ相成候間、此折ニ爲致破却、鎮靜之姿ヲナシ仙米ノ主人ヲハ、謝罪周旋之儀ニ付被召呼体ニテ上京爲致、其隙ニ海陸ヨリ大軍ヲ催シ、一時ニ御征伐相成候外有之間敷、萬一此時ヲ失ヒ候ハ、後來必ス大害ヲ發シ可申、依テ右之計策ヲ施候爲、此度單身ニテ急ニ京師迄モ驅上リ候内意ノ趣、書續候書面ニ御座候、甚タ驚憤仕、然ルニ明朝ト相成候得ハ、早々發足ノ手配有之由、斯而ハ國家危難爰ニ止リ、今此機會ヲ失候ハ、向後嗜臍之憂目前可相生、尤モ如此奸吏一日モ逃置候ハ、災害猶難斗、依テハ君命ヲ待ツ可キ場合ニモ無之ト、一念ニ決心仕、密ニ隊中之者共ニ命シ、遂ニ其夜修戴ヲ殺害、夫ヨリ大隊長瀬上主膳方ヘ、其段申出候ニ付、右主膳儀、早速白石城迄罷越、委細重役ノ者ヘ相届候由、爰ニ於テ、私共ニハ始テ承知仕リ、誠ニ以テ驚顛當惑之至リ、何トラスル敗謀ニ及ヒ候哉、實ニ密書之趣、殆ント案外ノ企ニ被存候、乍併、天朝之存候。

官人ヲ私ニ害候段、至極恐入次第ニ御座候間、右舉動之輩嚴ニ仕置申可之處、其頃白河城ヘ、何方ノ軍勢トモ不相知、不意襲來、城中之官兵追拂候旨、注進有之ニ付、右主膳儀ハ兼テ番兵之心懸被申附置候者故、直ニ白石ヨリ立戻、白河ヘ出張仕候由ニテ、私共ニハ面會モ致兼候火急之折柄ニ付差留吟味モ難相遂、暫時其盡ニ打過キ居候内、五月朔日之戰爭ニ、同人兵隊共多ク打死相出、此一件ヘ、専ラ主立候者并ニ立會候者共、戦死ニ及ヒ候輩モ有之、殊ニ脱藩之者共相難リ居候得ヘ、誰之所爲ト速ニ難相辨是右等之趣ハ、別テ九條殿ヘモ御届仕置キ、猶又夫々探索中、逐日所々ノ接戦日夜ニ迫リ、内外ノ騒忙更ニ寸隙無之場合ニ罷成候故、自然調モ相届兼居委曲之儀ハ、今以テ不相心得罷在候、乍去縱令如此仔細有之候共、如何様ニ取詰仕末モ可仕之處、無其儀打過候段ハ、畢竟、私共折入不申恐入奉存候。

右兩條之通、就御糺問乍恐無伏藏言上仕候、元來事件之濫觸ハ、全ク東奥僻地、衆心之頑陋ヨリ、固結之習風自然難抑止勢ニ立至候譯ニテ、必ス

シモ、主人慶邦父子之方寸ヨリ湧出候儀ニハ聊モ無御座候間、此段ハ幾重モ御明察ヲ以テ、何分御寛典ニ被爲處候様被成下度、敢テ不顧萬死之罪一向奉哀願候。以上。

伊達龜三郎家來

坂 英 花押
但木佐花押

敗賊武士の謹慎日記一班

『蝦夷録』の遺稿者佐々木京運氏舊名芳賀七郎、仙臺の微士也。慶應四年三月鎮撫使の下向は端なくも奥羽同盟を發し、京運亦た隊士として白河口に轉戦、遂に大鳥圭介の徒黨となりて、會津より米澤に走り、福島に至り、再び仙臺に來りて仙臺額兵隊に身を投じ、徳川脱軍と共に蝦夷地に在り。脱軍一敗、軍門に降るに於て敗賊として津輕、秋田の間に身を

預られ流浪一年、茲に謹慎赦免の後ち佛門に入り、身を住職に終る。蝦夷反亂の巨魁たる榎本武揚、京運の性格を愛し廟堂の閣臣と爲るや、官仕を勧むる切なるものあり。蓋し京運、高格の人なるのみならず、其の才智凡ならざるの故なり。然れども、京運、強て閑日月にあらんとしては固辭す。他なし蝦夷戦場の亡靈土方歳三以下敗賊戦友の面々を、釋道に吊ふ事を以て已が天職と爲し、併せて戦争始末書を編述するにあり京運、稿、半ばにして病魔の襲來する所と爲り、遂に立たず、編著の大計、勞多くして無限の憾みあり。左に掲ぐるもの、即ち京運の謹慎日記なり。

明治二己の年五月十八日に至て、愈降伏となり、函館稱名寺江被入置、同二十九日乗込にて出帆す。其夜津輕三間屋江着、兵糧を調ひ夜明て出帆す。同日は朔日也、曉に至て突田領野代江着船す、直に上陸有て秋田家江御預りに相成、同寺院に一泊す、馳走悉くして二日出立に而大川驛に泊す、三日八ツ時頃秋田城外八橋の壽量院に着す、此所にて謹慎す、人員二百十

八人也。此所にて……浮雲の、にふも立そふ旅の空、晴るゝ間も無き我思かな。

九月九日、此地を出立て津輕青森濱江被移、此地江同月十六日に遅て着す同所蓮心寺にて少く謹慎す。戦争談毎日毎夜なり。本年五月十七日の千代ヶ岡戦争にて味方皆討死したる時、一人土堤陰に潜み居り、敵七八人土堤に上りて四方を遠見せし處を、小銃にて二人を殺せしが、敵多人數に取り囲み近寄て見れば、抜き刀を傍に置き、銃を以て自ら胸板を貫き、死に居たる壯士の名知らざりしに、中島隊柴田俊助なるを聞き得たり

十月二十四日に至て被仰渡之條に

函館降服(伊達) 静岡元家來共

其方共儀東京江差送手作ニテ秋田、弘前兩藩江預リ置候處、當分函館江差送候儀被仰渡候間函館江差送候條、於彼之地ニ謹慎可致候、追而御裁斷可奉待者也

右に依り、同日乗込にて、同所を二十五日にて、函館湊江同日七ツ時頃入港

す。同二十七日に至て上陸、辨天臺場江着、此所に而謹慎す。同僚、我此所に在りしどき、某、此所にて死せり、某は敵と此所にて打合せりとか、回舊談に涙を流す者多し。此所は我軍の要害地にて在りければなり。同月二十八日德川慶喜公、伊達慶邦公於東京に謹慎御免之由を承る

明治二年も過ぎて三年も迎ゆるも未だ罪不解、同僚中には遙々面會に来る妻子あり。魚船に依頼せしなり。老母もあり、父もあり、面會したさの餘り國を出で、皆な辛苦を重ね來りしと云ふ憐れなり

四月五日に至て被仰渡之條に

元德川慶喜家來降服人一同

其方共儀今般寛典之御沙汰被仰出、謹慎御免之上舊藩江御引渡ニ相成候、就而者近々兩藩之者爲請取人出張致候者、於當地引渡シ其節謹慎御免可申渡候得共、先以心得迄申聞置候也

右にて徳川家請取人として關口頼蒲、下山逢吉、海老原廉太郎、橋爪昇一良、中山修造、渡海す、此時仙藩不來して、仙臺降服人のみ當地に殘る事となり

ければ、暫し國元の案否を待居る也。)

一一四

静岡藩士同月十日謹慎御免に相成、同十四日彌乗船に而、十五日出帆にて越後江渡海すと聞及ぶ、運送船は長鯨丸也。

十五日仙臺開拓方役人庄司宮喜内、國元より忍び來り、見舞として金百兩に寒製の鹽引四十本、是を差送り、夜を待ちて歸國したり。二十四日、戰友元大砲方八彌世輔、遙々忍び來りて面會す、國元より妻子老母の書面十數通預りて渡せり。

五月十四日着に而仙藩伊藤俊吾、小梁川兩人爲請取都合十五人來り、翌十五日降伏人を天朝より請取、同十六日謹慎御免にて御酒頂戴す。同十八日從天朝刀御渡に相成、同二十五日出船にて、仙臺開拓領蝦夷地日高國砂流郡江赴く。

六月六日着岸、上陸有て「ビラトリ村」と云ふ海岸より五里山奥へ至り、開拓す、同九日榎本釜次郎公より音信あり、大鳥公、荒井公皆な健在の由。

七月八日、仙藩開拓寮より、星恂太郎宛仰渡書あり、

御手前儀取締ノ諸人數之内、病人之外ハ一字御引揚之儀は、別而栗野實ヨリ申渡置候通、明九日爰元出立ニテ、仙臺表江引揚ニ相成候條、其心得首尾可申之者也。

同九日出立にて勇拂宿、十日白老十一日室蘭に宿す、十二日乘込同日出帆にて、十三日晝過に至て函館港江着岸、同所出帆十五日にて同十七日津輕青森江入港す、上陸有て十八日逗留、十九日出立にて晦日堤驛に着す、此所にて巡監衆兩人伊藤、小梁川司長、矢野甚三其外に御小人四五名着添へ、同日親類呼出にて御引渡に相成候事。

明治三年年七月晦日を以て、親類遠藤定之進に引取られ、馳走有て暫く厄介と爲る事とせり。世間の手前を憚り外出せず、唯茫然座して回舊の情湧くのみなり。奥州白河口は平凡なるも、蝦夷戰爭は殊の外活氣ありき。之れ味方の團結に硬軟ある故なり。蝦夷戰友大鳥公、戰爭ある毎に榎本君又敗けたと打笑ひ、平然として後事を書す、戰友の志氣を回復する常に公の御陰なり土方公は猛雄なり、榎本公は豪傑なり、荒井公、永井公共に戰略家にして大

勝なり。大鳥公は常に新選組長近藤勇の早死を歎かれたり、關東流山を捨て
ゝ味方の大勢に加はれど、再三申付に従はざるか非運なりと云ふ、土方公は
一本木にて、松平公の命にて下馬して進まんとせしに、飛丸に殪る。

榎本公が、上野彰義隊以下關東の味方を一度に集めて、脱走無難に在りし
は不思議の一點也、よく其れ迄の間、敵より疑はれざりしものなり。

諸公以下諸頭まで武勇才智兼備なり、蝦夷味方は何れも一と僻ある者のみ
の團結なればなり、土方公以下の亡靈は、朝敵として祭祈する者なし、我是
より餘命を佛道に入れ、戰歿同胞を永久に吊はんとす。

明治三午年七月

戊辰應 奥羽蝦夷戰亂史附錄 終り

大正六年九月十日印刷
大正六年九月十五日發行

戊辰應 奥羽蝦夷戰亂史 奥付	
上製	定價金四圓
並製	定價金參圓參拾錢
送料	一册拾六錢



著作者 佐藤浩敏
發行者 高橋寅吉
印刷者 吉原良三
印刷所 東京市本郷區駒込神明町四百十六番地
報文社印刷所 東京市麹町區有樂町二丁目一番地

發行所

東京市本郷區駒込神明町四百十六番地

摘要販金口座 東京三七四五五六番地

東北史刊行會

349
485

終